

9月23
刑訴第376条
様式第180号〔規則第240条、第241条〕
規程第141条

控訴趣意書

平成24年6月20日

東京高等裁判所第4刑事部 殿

検察官の職務を行う指定弁護士

大 塙 俊 三

村 本 道 夫

山 本 健 一

被告人小沢一郎こと小澤一郎に対する政治資金規正法違反被告事件につき、平成24年4月26日東京地方裁判所刑事第11部が言い渡した判決に対し、検察官の職務を行う指定弁護士から申し立てた控訴の理由は、次のとおりである。

第1 はじめに

1 原判決の事実誤認

(1) 原判決は、陸山会の平成16年分及び平成17年分収支報告書に本件公訴事実どおりの虚偽記入及び記載すべき事項の不記載（以下「虚偽記入・不記載」という。）があること（原判決第2ないし5）、平成16年分収支報告書における本件4億円の収入並びに本件土地の取得及び取得費の支出に係る虚偽記入・不記載について石川に故意が認められること（原判決5-9頁。以下原判決の頁数を表示する場合、「原判決」の記載を省略する。）、平成17年分収支報告書における本件土地の取得及び取得費の支出に係る虚偽記入について池田に故意が認められること（6-1頁）、被告人は石川らから本件4億円を簿外処理すること並びに本件土地の取得及び取得費の支出を平成16年分収支報告書に記載せず平成17年分収支報告書に記載することについて報告を受けこれを了承したこと（8-4、8-5頁）の各事実を、関係各証拠を総合的、合理的に解釈、判断し、論理則、経験則に基づいて適確に認定したが、

被告人は「本件4億円の簿外処理や本件土地公表の先送りが違法とされる根拠となる具体的な事情については、石川らにおいて、被告人に報告してその了承を受けることをせず、被告人が、これらの事情を認識していないかった可能性があり、したがって、被告人が、本件4億円を借入金として収入計上する必要性や、本件土地の取得等を平成16年分の収支報告書に計上すべきであり、平成17年分の収支報告書に同年中のものとして計上すべきでないことを、認識していないかった可能性を否定できない」（10-1頁）ので、

「被告人の故意及び実行犯との共謀について証明が十分ではなく、本件公訴事実について犯罪の証明がない」（10-1頁）として無罪とした。

(2) しかし、以下詳述するように、被告人は、本件4億円を借入金として収入計上する必要性や、本件土地の取得等を平成16年分の収支報告書に計上すべきであり平成17年分の収支報告書に計上すべきでないことを認識してい

たから、原判決は本件4億円の簿外処理及び本件土地公表の先送りにかかる被告人の故意及び石川らとの共謀が認められないとする点において事実誤認をしており、この誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかである。原判決は破棄されなければならない。

(3) また原審の審理過程において被告人、弁護人は、原判決が被告人の故意及び石川らとの共謀が認められない根拠として認定した、被告人は、本件土地の所有権の移転及び残代金等の支払等本件売買契約の決済全体が平成17年に先送りされたと認識していた可能性があること(90頁)，及び被告人は、本件定期預金は本件4億円を原資として設定され被告人のために確保されるものなので、本件4億円を借入金として収入計上する必要性がないと認識していた可能性があること(97頁)を一切主張しておらず、この点は本件訴訟の争点になっていなかった。また被告人は被告人質問においてかかる趣旨の供述を一切しておらず、むしろ本件への関わりをすべて否認して原判決が認定したその可能性を積極的に否定している。原審裁判所が上記の点を争点と考えていたのであれば、当事者にその点を確認して争点化を図るか、自ら被告人に質問しその真偽を確認してしかるべきであったが、原審裁判所はこれをしなかった。

したがって原判決の事実誤認は、このような原審裁判所の審理不尽によって生じたものであり、原判決はこの点からも破棄されなければならない。

(4) 以下、本件4億円の簿外処理や本件土地公表の先送り(原判決は、「陸山会が本件土地を取得し、その購入代金等の取得費を支出したことを、平成16年分の収支報告書には計上せず、1年間遅らせた平成17年分の収支報告書に計上して公表するための口実を作ること」(37頁)を「本件土地公表の先送り」と略称する(37頁)。指定弁護士は、これが「購入代金等の取得費を支出したこと」を含む用語であることに留意した上、この略称をそのまま使用することにする。)について被告人に故意及び石川ら実行犯との共謀があったことを論証する。

はいにー〇二三〇

2 原判決が認定した石川らが本件4億円の簿外処理や本件土地公表の先送りを実行した目的の問題点

- (1) 原判決は、石川らが本件4億円の簿外処理や本件土地公表の先送りを実行した目的に関して、石川らは平成16年10月20日ころ、「このままでは、平成16年分の収支報告書において、本件4億円を被告人からの借入金として計上し、本件土地の取得や取得費等の支出を計上することになるが、そのような巨額の資金を被告人が個人資産として有していることや、これを提供して陸山会が高額の不動産を購入したことを公表すれば、マスメディア等から追及的な取材や批判的な報道を受けるなどして、被告人が政治活動上不利益を被る可能性があることに思い至った。」、「そこで、収支報告書等で本件4億円を公表せず、陸山会が銀行からの融資金で本件土地を購入した旨の対外的な説明を可能とするための外形作りとして(本件4億円の簿外処理)，預金担保貸付を利用することとし、また、本件土地の取得等を平成16年分の収支報告書ではなく、平成17年分の収支報告書に記載することとして、その公表を1年間遅らせるため(本件土地公表の先送り)，本件売買契約の決済日を平成17年に遅らせる旨の交渉を行うこととした。」(41頁)と認定した。
- (2) これは極めて妥当な認定であり、ここに本件における収支報告書の虚偽記入・不記載の核心があることは疑いない。ただ、本件4億円の簿外処理と本件土地公表の先送りの関係を「また」と並列的にとらえ、本件土地公表の先送りを本件4億円の簿外処理と切り離して理解したことが問題であり、被告人の故意及び石川らとの共謀についての事実誤認をもたらす大きな原因のひとつとなっている。

この点、後記補論2で詳述するように、平成16年にりそな4億円(原判決は、りそな銀行衆議院支店から被告人が借り入れた本件「預金担保貸付」(借入)とこれを転貸した「りそな4億円」を区別するが、以下、特に区別する必要がない場面では、両者とも「りそな4億円」と称する。)を借り入

れて「小澤一郎借入金4億円」として計上する場合、本件土地購入費の計上を平成17年にしないと、平成16年分収支報告書の（定期）預金の金額が翌年度繰越残高を大きく越えて辻褄が合わず矛盾するし、加えて平成16年分収支報告書に「小澤一郎借入金4億円」と本件土地購入費の両方を計上すると、事後的に「小澤一郎借入金4億円」の原資は銀行からの融資金だと説明できるとしても、公表される収支報告書（要旨）から、4億円もの「巨額の資金を被告人が個人資産として有していることや、これを提供して陸山会が高額の不動産を購入した」事実が容易に明らかになる。そこでこれらの事態を避けるために、りそな4億円を借り入れて「外形作り」をしようとする場合その前提として本件土地公表の先送りを実現する必要がある。すなわち、本件土地公表の先送りができなければ、本件4億円の簿外処理をすることに「意味」がないのである。

- (3) ところで原判決は、被告人が本件4億円を提供して本件土地を購入したことに関し、マスメディア等による追及的な取材や批判的な報道がなされる対象として、もっぱら被告人が本件4億円もの巨額な個人資産を有していることやその原資を想定していると思われる（30頁）。しかし従前から、資金管理団体が購入した不動産は代表者（政治家）名義で登記され、政治家が政治活動を止め資金管理団体でなくなったときや政治団体が解散したときに取得した不動産をどうするかについて特段の定めはなくそのまま代表者（政治家）の登記名義が維持されることになることから、その取得原資は政治活動に充てるために拠出された「国民の浄財である政治資金」（政治資金規制法（以下「法」という。）2条）であり、かつ資金管理団体（政治団体）には税制上の優遇策があるので、代表者（政治家）個人が当該不動産を取得する（帰属させる）のは、政治資金及び資金管理団体を利用した代表者（政治家）個人の「蓄財」ではないか等の批判があった（後記補論3の1、2項）。被告人と陸山会が作成した「確認書」（甲80、被告人12-10~11）は、まさにこのような批判を意識したものである。

このようなことから本件を契機に資金管理団体が不動産を取得することが禁止されたが（法19条の2の2），本件4億円が本件土地の購入代金に充てられたことが公表されれば，そのような観点からの追及的な取材や批判的な報道を受けることが想定された。

(4) 以上，被告人が本件4億円を提供し陸山会が本件土地を購入したことに関し，石川らが本件4億円の簿外処理（りそな4億円の借入れ）を実行したのは，被告人が4億円もの巨額の個人資産を陸山会に提供し陸山会が本件土地を購入したことについて想定される追及的な取材と批判的な報道（被告人が4億円もの巨額な個人資産を有していることやその原資が何かの疑問，及び被告人は最終的に本件土地を被告人に帰属させる意図の元に，陸山会が用意できない購入資金（政治資金）を個人資産から一時的に貸付けしてまでこれを購入したのではないか等）を避けるためであり，本件土地の公表を平成17年に先送りすることを確定した上で平成16年の本件4億円の簿外処理を実行したのは，本件土地公表の先送りが実現できなければ，本件4億円を簿外処理すると平成16年分収支報告書の数字の辻褄が合わなくなる，また「小澤一郎借入金4億円」と本件土地の購入が両者とも同一年度の収支報告書に計上することになって上記の批判を招くことが想定され，本件4億円を簿外処理する意味がなくなるからである。

原判決は前者の目的の一部を認定したが，その他については，これを考慮しなかった。

3 補論について

以下の論述に当たり，原判決の事実誤認を論証する前提となる事実であるが本文に組み込むとその説明が長くなりかえって文脈が分かりにくくなる事実や補足的な事実についての説明を補論1ないし3として後掲した。

本件4億円の簿外処理や本件土地公表の先送りは，いずれも本件4億円の借入金収入や本件土地の取得及びその取得費の支出を収支報告書に記載すると，これが公表されることを念頭において実行されたものであるところ，公表は，

収支報告書の要旨について官報によって行われる（甲1）。そこで公表された陸山会の収支報告書（要旨）の要点を別表1、2として添付し、かつ公表された収支報告書（要旨）から理解できることを補論1で説明した。

補論2は上述したとおり 本件4億円の簿外処理と本件土地公表の先送りの関係についての説明であり、これは石川、池田から被告人に対する報告とその了承の内容並びに被告人の故意及び石川らとの共謀の有無について判断する上できわめて重要である。

更に被告人が本件4億円を提供して小澤一郎名義で本件土地を購入し、本件4億円の簿外処理や本件土地公表の先送りをしてまでこれを取得しようとした背景には、陸山会による不動産取得、とりわけ本件土地の取得について被告人の強い「利害と関心」があるので、この点を補論3で説明した。

補論は必要に応じて適宜本文に引用する。

第2 本件土地公表の先送りにかかる被告人の故意、共謀についての原判決の事実

誤認（1点目の事実誤認）

1 原判決の認定

原判決は本件土地公表の先送りについて、被告人は、

「平成16年10月20日ころ、本件土地公表の先送り、すなわち、本件土地の取得や取得費の支出については、平成16年分の収支報告書には計上せず、平成17年分の収支報告書に計上することとし、そのために、本件売買契約の内容を変更する等の方針について、石川らから報告を受け、これを了承した」

（74頁）と認定する一方、

「本件土地公表の先送りのための交渉が不成功に終わり、所有権移転登記手続の時期のみを先送りする旨の本件合意書が作成され、本件土地の取得費が平成16年10月5日及び同月29日に支出され、同日、本件土地の所有権を陸山会が取得したこと等については、石川から報告を受けずこれを認識していなかつた可能性があり、かえって、本件売買契約の決済全体を先送りしようとしていた当初の方針どおり、本件土地の取得や取得費の支出が、実際にも平成17年に先送りされたと認識していた可能性がある。」（91頁）と認定した。

原判決の上記前段の認定は妥当であるが、上記後段の認定は誤りである。

2 本件土地公表の先送りにかかる被告人の故意、共謀についての原判決の事実

認定の基本的な誤り—被告人は10月29日にりそな4億円の融資関係書類に自署しており本件土地の取得費の支出が平成17年に先送りされたと認識した可能性はない—

(1) 原判決が、被告人は本件土地の取得費の支出が、実際にも平成17年に先送りされたと認識していた可能性があるとする点については、原判決のその理由付けの詳細を検討するまでもなく、客観的に明白な事実に照らしおよそ不合理であり、その誤りであることは明らかである（原判決の判示に即したその事実誤認の指摘は、本項3で行う。）。

(2) すなわち被告人は10月29日にりそな4億円の融資関係書類に自署して

いるところ、以前から何度も不動産取得のための銀行借入を経験しているのであるから、常識的な経済人として、銀行から融資の内定を得て融資を受けるための書類を受け取り、これに署名して銀行に提出すれば、その当日ないし近接した日にりそな4億円の融資が実行されること、それは当日ないし近接した日に決済が予定されている本件土地の売買代金の支払に充てる（と仮装する）ためであることを認識していたものと認められる。

そして被告人は、りそな4億円の残額2億円について利息負担を軽減するために期日前返済をすることに積極的に賛成したことに表れるように、常日頃から細かな点に至るまで無駄な出費を排除することに心がけていたのであるから、10月29日にりそな4億円の融資関係書類に自署する際に本件売買代金の決済そのものが平成17年に先送りになった（あるいはその可能性がある）と思っていたのであれば、なぜ年内に2か月を残すこの日に借入手続をするのかについて石川に説明を求めるのが当然であるが、被告人はのような説明を求めていないし石川も説明していない。その後も被告人がこの点について疑問を呈したとは一切認められないことを付加して考えれば、被告人が10月29日当日ないし近接した日に本件土地の売買代金の支払が行われると認識していたのは明らかである。なお本件売買契約の約定決済日は10月29日であり被告人はこの決済日に間に合うように本件4億円を用意しこの決済日を知っていたから（84頁），被告人は本件売買契約どおり10月29日当日に、本件売買代金の決済が行われると認識していたものと認められる。

(3) ところが原判決は、被告人がりそな4億円の融資関係書類に自署する際、石川が被告人に、「本件土地の取得費等には、本件預金担保貸付によって融資を受けるりそな4億円を充てること、被告人がりそな銀行に対する債務者となり、融資を受ける4億円を陸山会に転貸すること、本件4億円は、本件預金担保貸付の担保とする本件定期預金にする」旨の説明をしたと認定し(74頁。以下「本件説明」という。)，このことから石川は被告人に本件売買

代金の決済が終了したことの説明をしていない、したがって被告人が本件土地の取得費の支出が平成17年に先送りされたと認識していた可能性があることを理由付けている（石川がこのような説明をした事実が認められないことは、本項3(2)アに後述するとおりである。）。しかし仮に石川がこのような説明をしたとしても、被告人は既に本件4億円を提供しりそな4億円の融資関係書類に自署したのであるから、石川のこの説明によつても、直ちにりそな4億円の融資が受けられることになり、原判決のように被告人が「本件土地の取得費の支出が、実際にも平成17年に先送りされたと認識していた可能性がある」などと理解することはあり得ない。

(4) してみれば原判決が認定するとおり被告人は10月20日ころ、「本件土地公表の先送り・・のために、本件売買契約の内容を変更する等の方針について、石川らから報告を受け、これを了承した」（74頁）ものの、上記のとおり10月29日にはりそな4億円の融資関係書類に自署し、当日本件土地の売買代金の支払が行われると認識しているのであるから、この間に、本件売買契約全体の先送りは実現できなかつたことを認識したことは明らかである。したがつて被告人は少なくとも10月29日に融資関係書類に自署し同日本件売買代金の決済が行われることを認識するまでに、石川から報告を受けて了承したか、あるいは石川から明示的な報告を受けなかつたとしても、10月20日ころに受けた上記の報告に加えこの日りそな4億円の借入れをすることを認識したことから、本件売買契約の決済全体ではなく、本登記手続のみが先送りになつたことを理解し了承したことは明らかである。実際に石川がした説明と被告人の認識の詳細は、本項3(2)アウで述べる。

3 原判決の認定理由の誤り

(1) 原判決の認定理由

原判決は、被告人が本件土地の取得や取得費の支出が、実際にも平成17年に先送りされたと認識していた可能性がある理由として、第7、4、(1)「本件土地取得及び取得費支出時期の認識」において、「ア 本件合意書の認識、

イ 本件売買の決済等の認識、ウ 本件売買契約の決済全体の先送りに関する認識、エ 池田の検査段階の供述」の各項目を挙げる。

原判決の上記理由付けを更にその内容に即して分析すると、要旨①当初被告人は本件売買契約の決済全体を先送りする交渉をするとの報告を受け、了承したが、その後先送りするのが本登記手続だけになったということについて被告人は関心を持たず、石川も報告をしなかった可能性がある、②29日の本件売買契約の決済直後、被告人は石川が用意した融資関係書類に自署したが、その際、石川から本件売買代金の決済が終了したとの報告を受けていなかった可能性がある、③池田は「平成18年3月ころ、被告人に対し、『石川から引き継いだとおり、平成17年分の支出に、平成16年に支払った深沢8丁目の約3億5000万円の土地代金を計上しております。』などと念のため説明したところ当然のことながら被告人も事情は分かっていたので、『ああ、そうか。』と言って、スムーズに了承を得ることができた。」旨供述しているが（甲115）、これについて被告人は聞き流しあるいは問題点を認識しなかった余地がある、④平成19年2月、民主党代表の地位にあった被告人は事務所費をマスメディア等対外的に公表した際に本件土地の取得費等も平成17年の支出として公表したが、これは「被告人において、本件土地の取得費は、実際にも平成17年に支出されたと認識していたことをうかがわせる。」となる。

原判決が認定の根拠とした理由のうち①、②によって「被告人が本件土地の取得や取得費の支出が、実際にも平成17年に先送りされたと認識していた可能性がある」とは到底認められず、逆に③の池田の供述や④の被告人の行動は、被告人が本件土地の取得や取得費の支出が平成16年に行われたことを知っていたことを裏付ける事実である。

以下、便宜②①③④の順番で、この点を明らかにする。

(2) 原判決の認定理由の誤り

ア ②について

(ア) ②についての原判決の理由付け

原判決は、②の「29日に本件売買決済直後、被告人は石川が用意した融資関係書類に自署したが、その際、石川から本件売買の決済が終了したとの報告を受けていなかった可能性がある」とした根拠として、本件売買の決済が終了したとの報告することは、原判決が石川がその際被告人にしたと認定した本件説明、再掲すれば「本件土地の取得費等には、本件預金担保貸付によって融資を受けるりそな4億円を充てること、被告人がりそな銀行に対する債務者となり、融資を受ける4億円を陸山会に転貸すること、本件4億円は、本件預金担保貸付の担保とする本件定期預金にすること」と矛盾するし、本件4億円の簿外処理のための外形作りとも矛盾する内容であることを挙げる。

原判決は、石川が「本件土地の取得費等には、本件4億円ではなく本件預金担保貸付によって融資を受けるりそな4億円を充てる」、「本件4億円は本件預金担保貸付の担保とするため本件定期預金にする」と説明したとの事実をまず認定し、認定したこれらの事実によれば、本件4億円を本件定期預金にしこれを担保にしてこれからりそな4億円を借り入れて本件売買代金の決済を行うことになるので、被告人は本件売買代金の決済が終了したとの報告を受けていなかった可能性がある、したがって本件売買代金の決済は10月20日ころ報告を受けて了承したとおり平成17年に行われると考えた可能性があるとするのである。しかしこの点は、上述したように、既に被告人は本件4億円を提供しりそな4億円の融資関係書類に自署したのであるから、仮に石川がこの説明をしたとしても、直ちにりそな4億円の融資が受けられることになり、原判決のように被告人が「本件土地の取得費の支出が、実際にも平成17年に先送りされたと認識していた可能性がある」などということはあり得ない。

そして原判決はこの点を誤っただけではなく、後述するとおり（第3

項(2)イ), 被告人は本件説明によって本件4億円が定期預金になり被告人のために確保されたので本件4億円が陸山会に対する貸付金（陸山会の被告人からの借入金）でなくなった可能性があると考えたとして、その点についても事実誤認をした。

要するに、原判決が本件公訴事実について被告人を無罪とした主要、あるいは唯一の根拠は、石川が、10月29日、本件売買代金の決済が終了した後で被告人に融資関係書類に自署を求めた際に、「本件土地の取得費にはりそな4億円を充てる、本件4億円は担保とする定期預金にする」と説明したと認定できること、及びこの石川の本件説明を受け、被告人が本件4億円の簿外処理及び本件土地先送りの全体のスキームをこのように誤信した可能性があることに尽きることになる。

そこで、被告人が本件説明をした事実が認められるか否かを検討するが、以下論証するように、石川が本件説明をしたとの事実は、到底認めることができない。

- (イ) 本件説明をしたとする石川の原審公判廷での証言は信用できないこと
 - a 原判決の認定過程の杜撰さ

石川が被告人にしたと供述する本件に関する報告の内容は、逮捕勾留時の供述、平成22年5月17日にした田代検事への供述、別件公判での供述及び原審公判廷での証言において大きく変遷しており、石川がした本件説明の内容の信用性は慎重に吟味されなければならない。

ところで原判決は「石川は、被告人に対し、4億円もの巨額の本件預金担保貸付を受けて債務者となり、そのための融資申込書と額面金額4億円の約束手形に署名し、りそな4億円を陸山会に転貸するという経済的負担を求めるのであるから、前記供述（注：本件説明）のとおりの取引の概要程度は、被告人に理解してもらうことは当然といえる。秘書の裁量であるとして、何の説明もせず、これらの融資関係書

類に署名をもらうなどということはあり得ないことであり、石川の前記供述は信用することができる。」（74頁）とする。

これは原判決が、被告人がした「本件預金担保貸付の融資関係書類に署名した際、石川から、『サインしてくれ。』と言われて、署名しただけである。」（74頁）旨の供述との対比において、「石川は、被告人に対し、4億円もの巨額の本件預金担保貸付を受けて債務者となり、そのための融資申込書と額面金額4億円の約束手形に署名し、りそな4億円を陸山会に転貸するという経済的負担を求めるのであるから・・取引の概要程度は、被告人に理解してもらうことは当然といえる」という極めてもっともな理由を挙げて、石川が「取引の概要程度」を説明したことを認定したものであり、石川が被告人に、被告人が融資関係書類に署名するまでに「取引の概要」について説明したことは余りにも当然であるから、この限りでは何の異論もない。

問題は、石川が証言した「取引の概要」の内容について、原判決が、石川がした「本件4億円を定期預金担保にしてりそな4億円を借り入れる」、及びその前提である「本件土地の取得費に本件4億円ではなくりそな4億円を充てる」という、資金の客観的な流れから虚偽であることが明らかであり、実際の取引を担当した石川自身も虚偽であることを認識していたことが明らかな本件説明について、何らの検討も加えることなく、石川が被告人にこのとおり説明したと無条件に認定したことにある。

b 「本件4億円を定期預金担保にしてりそな4億円を借り入れる」との説明の不合理性

原判決が認定するとおり、本件定期預金の原資は、「陸山会及び関係団体の一般財産であ」り（53頁）、本件4億円ではないから、石川が証言する「本件4億円を原資として本件定期預金を設定した」ことは虚偽であり、石川も当然このことは理解している。そして、被告

人のために本件 4 億円の簿外処理を実行しようとしている石川が、被告人に対しこのような事実についてあえて虚偽の説明をする理由はなく、また下記の石川の供述の態様に照らしても、このような説明をしたとする石川の原審公判廷での証言こそ虚偽であることは明らかである。

石川のこの証言は、石川が平成 16 年分収支報告書における本件 4 億円の不記載の容疑を否認するためにこれまで変遷を重ねてきた末のものであって、本公判における弁護人の主張と軌を一にしている。弁護人は、平成 16 年分収支報告書にはりそな 4 億円が記載されており本件 4 億円は記載されていないが、それは本件 4 億円が本件定期預金となり被告人に帰属するので記載する必要がない、そうであるから本件 4 億円を計上していないことについて石川に虚偽記入罪が成立しないので被告人は無罪であるという趣旨でかかる主張をしているものと解される。しかし仮に本件定期預金が被告人に帰属し、これで本件定期預金貸付を返済したのであれば、陸山会が被告人から転借したりそな 4 億円の借入金債務は全く減少しないから、これは陸山会が実際にした会計処理と矛盾している。一方、陸山会が実際にした会計処理に合わせ、本件定期預金で被告人から転借したりそな 4 億円を返済し(更に本件定期預金貸付を返済し)たと解するのであれば、この返済によって陸山会は被告人に借入金が生じることになるので、本件 4 億円に関して 17 年分収支報告書に小澤一郎借入金 2 億円、資産の欄に同借入金 2 億円 18 年分に小澤一郎借入金 2 億円、資産の欄に同借入金合計 4 億円と記載しなければならないことになるが、そのような処理もなされていないし、そのような処理をする合理性もない。いずれにせよ、原判決も認めるとおり、本件定期預金の原資は、「陸山会及び関係団体の一般財産であ」り (53 頁)、石川も、平成 16 年分収支報告書に本件定期預金を陸山会の資産として計上しており、弁護人の主

張は前提を欠くし、その点をおいても、陸山会のした会計処理を何ら合理的に説明するものではない。

石川が原審公判廷で、10月29日、被告人が融資関係書類に自署したときにこの説明をしたと証言したのは、石川は本件4億円の簿外処理について被告人に一切報告していないと証言するものの、被告人に4億円もの債務負担を求めた10月29日にも何の説明もしていないとすることはおよそ考えられないところから、このとき被告人が提供した本件4億円を借入金として取り扱わずそのまま被告人名義の定期預金にした旨説明したとすれば、石川にも被告人にも、本件4億円にかかる平成16年分収支報告書の虚偽記入罪が成立しなくなることから、苦し紛れにしたものと認められ、到底信用できるものではない。石川は別件公判においては、本件4億円を記載したと証言していたのである。

また被告人がかかる説明を受けたということは、原判決が挙げる本件融資関係書類の記載（95頁）内容、被告人はその資産を定期預金にして表に出すことは一切せず本件4億円もマンションに現金で保管しており（被告人の対外的に把握されるすべての収入が振り込まれる個人口座の通帳と印鑑の使用を包括的に許容されていた石川もその存在を知らなかった。）被告人が本件4億円を被告人名義の定期預金（資産）にして表に出すことを許容することもあり得ないこと、被告人の資産報告書にも計上していないこと等、から考えられない。

より根本的には、被告人は（ウ）で述べるように、それまでに石川から真実の「取引の概要」の説明を受けており、本件説明を受けることも、これを真実として受け入れることもあり得ない。

原判決は、このように、石川が説明したとは到底認められない「本件4億円が本件定期預金担保となりこれから融資を受ける」という旨の石川の説明があったので、石川はその日既に本件売買代金が決済さ

れていることは説明していない、したがって被告人は本件売買代金は平成17年に決済されたと思った、さらに被告人は本件4億円は陸山会の借入金でないと思った、という倒錯した結論を導き出すものであつて、到底是認できない。

c 「本件土地の取得費に本件4億円でなくりそな4億円を充てる」との説明の不合理性

まず「本件土地の取得費に本件4億円ではなくりそな4億円を充てる」という石川の説明が事実として虚偽であり、既に本件売買契約の決済を済ませた後でりそな4億円を借り受けた石川がこれを認識していたことは明らかであるが、原判決が、本件売買代金が既に決済されていることは「本件4億円の簿外処理のための外形作りとも矛盾する内容である」とか、「石川が、本件売買の決済に先立って融資関係書類に署名を得るはずであったのが、当日朝に被告人に会えなかつたことから、間に合わなかつた」と判示したりするところからすると、原判決は、りそな4億円を借り入れることによって「収支報告書等で本件4億円を公表せず、陸山会が銀行からの融資金で本件土地を購入した旨の対外的な説明を可能とするための外形作り」ということの意味をいささか誤解し、虚偽ではあっても石川がかかる説明をすることがあり得ると判断したものと思われるが、誤りである。

補論1で詳述するが、石川らがりそな4億円を借り入れて対外的な説明をしようとしたのは、あくまで収支報告書の記載を念頭においてである。実際に公表される収支報告書（要旨）のうち本件に關係する情報としてわかるることは、収入にかかる相手方別の借入金、政治団体からの寄附金額、支出にかかる事務所費の合計、資産の内訳にかかる、借入金の相手方別合計、取得不動産の取得日、金額、所在、その他に収入、支出の合計額等である。

公表された平成16年分収支報告書（要旨）からは（別表1参照。），

「小澤一郎借入金」が4億円あり、これが同額の定期預金となつていると推測されるだけで、「小澤一郎借入金4億円」の原資も用途も分からぬ。当然本件土地の取得は記載されていない。平成17年分収支報告書からは、収入として前年の「小澤一郎借入金4億円」を含む約6億1000万円の繰越残高があること、政治団体から約3億1000万円の寄附があること、世田谷区の土地476m², 3億4264万円、建物81m², 2322.6万円を取得したこと、この取得費用は恐らく事務所費4億1525万4243円の中に含まれているであろうこと、預金等が約2億円減り、「小澤一郎借入金」が約2億円減っていることが理解できる。これらから、前年度繰越金及び政治団体からの寄附で世田谷区の土地・建物を購入し、かつ「小澤一郎借入金」を2億円を返済したことが分かる。更に平成18年に「小澤一郎借入金」の残額2億円も返済されている。

結局これらの記載から、平成16年に「小澤一郎借入金4億円」を繋ぎ資金として借り入れたが平成17年、18年で返済し、本件土地・建物は実質的には陸山会の余剰金（繰越金）及び政治団体からの寄附で購入したのだろうと推測できる。

本件4億円の簿外処理のための外形作りとは、このようなものであり、銀行通帳上、りそな4億円の借入れがあって、それを含んだ合計金から本件土地の購入代金が支払われるような工作をすることではない（もっともそれをすれば当然に収支報告書のための外形作りができるという関係にはある。）。端的に言えば、りそな4億円は、12月31日までに借りられればよく、それで実際に公表された平成16年分収支報告書と全く同じ虚偽記入・不記載が実行できる。石川は、10月28日遅く、りそな銀行衆議院支店に赴いたとき、最初から、陸山会の手持金で売買代金の決済ができてもりそな4億円を借り入れることができるかを打診し、銀行側はこれに応じているが、これは、収

支報告書のための外形作りのためには、必ずしも本件売買代金決済時にりそな4億円が入金していることが必要でないことを石川自身が認識していたことを示している。そして実際にもそのように実行されている。

なお原判決は、28日の送金は本件預金担保貸付の原資となる本件定期預金設定のため（41頁）であり、29日の送金は、手違いでりそな4億円の借入れが本件売買代金の決済に間に合わなかつたので、急遽、売買代金の決済に充てるためにした旨認定するが（39～41頁），それはこれらの点を看過しているからである。28日の送金時には、りそな4億円の借入れの申込みさえしていないのであるから、この送金は本件売買代金決済のためであることに「疑問の余地はない。そして上述したように、28日、売主との間で本件4億円の簿外処理の前提となる本件土地公表の先送りの（その「口実」となる本件登記の先送り）をすることが書面（本件合意書）で確認できたので、その後りそな4億円の借り入れの申込みをし、これが翌朝までに29日に可能となることになったので、29日朝、本件定期預金に充てるため、急遽、29日の送金をしたのである。

そして、「本件土地の取得費にりそな4億円を充てる」といっても、それは上記のとおり、收支報告書の記載上だけのことであり、りそな4億円は外形作りの役割が終わればすぐに返済され、一方、本件4億円はそのまま貸し付けられたままになることを被告人は充分に認識していた（第3項2参照）。

石川が10月29日に、「本件土地の取得費にりそな4億円を充てる」という虚偽の事実を説明することはあり得ないし、被告人がこれを受け入れることもあり得ない。

(ウ) 石川がした説明と被告人の認識

a 石川が置かれていた状況と被告人への説明

石川は被告人に本件 4 億円の簿外処理、本件土地公表の先送り（りそな 4 億円の役割や本件 4 億円の返済等）についてどのように説明し、被告人はこれをどのように理解していたかについて、原判決の認定の誤りを指摘する。

被告人は登記名義が小澤一郎となる本件土地を購入するために「人目につかないような方法でその授受を行い」「対外的な公表を避けた」本件 4 億円（77, 78 頁）を陸山会に提供したところ、石川らは「平成 16 年分の収支報告書において、本件 4 億円を被告人からの借入金として計上し、本件土地の取得や取得費等の支出を計上することになるが、そのような巨額の資金を被告人が個人資産として有していることや、これを提供して陸山会が高額の不動産を購入したこと（収支報告書に）公表すれば、マスメディア等から追及的な取材や批判的な報道を受けるなどして、被告人が政治活動上不利益を被る可能性がある」ことに直面した。追及的な取材や批判的な報道は、上述したように（第 1 項 2(3)）、またその後の実際の報道からも分かるように、被告人が提供した本件 4 億円の原資や被告人が陸山会を利用し被告人自身のために高額な本件土地を購入したのではないかというようなことには及ぶことが想定された。これは民主党の代表選挙への立候補や政権奪取を念頭に置いて政治活動をしている被告人の「主戦場」を脅かす重大な出来事である。

これに対処するため石川らは、通常考えられる、本件土地の売買契約そのものを解消したり被告人個人で本件土地を購入して陸山会に賃貸する（これは収支報告書に公表されない。）というような適法な方法を取ることなく、本件土地を陸山会で購入することを前提とした上で本件 4 億円の簿外処理や本件土地公表の先送りをすることを決断している。

本件 4 億円の簿外処理をすることは、政治資金規正法上違法であり、

原判決が挙げる「違法とまではいえない場合」は想定できない。また本件土地公表の先送りは本件売買契約の決済全体の先送りができれば適法であるが、契約当事者が明示的に確約した本件売買契約の決済、就中、売買代金の支払を一方的に延期することは債務不履行に他ならず、他方、決済日の直前に延期を求めて容易に買主が承諾するとは考えがたいから売買契約の決済全体を先送りすることは難しいから、違法となることが予想される。したがって、石川らは、原判決が正当に認定したとおり、被告人がマスメディア等から追及的な取材や批判的な報道を受けるなどして政治活動上不利益を被ることを防ごうとして、被告人のために、違法である可能性が極めて高いことを知りながら、本件4億円の簿外処理及び本件土地公表の先送りに手を染めたのである。

石川らがこのような、場合によっては被告人の政治生命の存亡に直結するような重大な問題について違法行為を実行するにあたり、被告人にその詳細を知らせその了承を得ることなくこれを実行したり、被告人に不正確な、ましてや虚偽の情報を知らせ被告人の目を盗んでこれを実行したりすることは、そもそも考えられないというべきである。

b 石川がした説明と被告人の認識

樋高が、本件売買契約の先送りの提案と同じ時に本件4億円の簿外処理を提案したこと、石川が本件売買契約の先送りの交渉に着手する前の20日過ぎころ、本件売買契約を先送りする方針を被告人に報告してその了承を得たことは、原判決が認めるとおりである(76頁)。

原判決は、石川が本件4億円の簿外処理を被告人に報告しその了承を得た時期について明確には認定していない。しかし被告人の個人資産である本件4億円によって本件土地を購入したことの公表を避けることは、本件土地の取得をどちらの年に公表するかに比較して、被告人の政治活動にとってはるかに重大な問題であり、かつ上述したよう

に本件土地公表の先送りは本件4億円の簿外処理の前提となることであるから、石川が被告人に本件売買契約の先送りをしたい旨を報告したときに、本件4億円の簿外処理をあえて除外して報告することは考え難いから、これについても10月20日過ぎころ、同時に、被告人に報告され、その了承を得たと認められる（原判決も石川は、「『本件預金担保貸付は、先輩秘書から、本件土地公表の先送りの示唆を受けたのと同じ機会に、示唆を受けた』旨公判で供述しており、石川は被告人に対し、本件4億円の簿外処理の方針を、本件土地公表の先送りの報告をするのと同じ朝のミーティング等の機会に説明することは可能である」とする。（76頁）。

ところで石川は、本件売買代金決済日の前日である10月28日の夕方まで、本件4億円の簿外処理のためにするりそな4億円の借入れの申込みに着手していない。これは上述したように、本件土地購入費の計上を平成17年分収支報告書にしなければ（それをする口実がなければ）、平成16年分収支報告書の（定期）預金の金額が翌年度繰越残高を大きく越えて辻褄が合わず矛盾すること、加えて平成16年分収支報告書に「小澤一郎借入金4億円」と本件土地購入費の両方を計上すると4億円もの「巨額の資金を被告人が個人資産として有していることや、これを提供して陸山会が高額の不動産を購入した」との事実が容易に明らかになることから、これらの事態を避けるために、本件土地公表の先送りが確実に履行できることを先に確認し、それからりそな4億円の借入れの申込みに着手したからである。

もし石川がりそな銀行衆議院支店に赴きりそな4億円の借入れの申込みに着手する前に被告人にこれを報告しその了承を得ていなかった場合、10月29日の融資関係書類への署名時にはじめて被告人に説明したことになるが、被告人に4億円もの債務を負担させる行為について、被告人の事前の了承なしにこれを行うことは考えられない。

これらのこと考慮すると、10月20日過ぎころ、石川が本件売買契約の先送りについて被告人に報告し了承を得た際、本件4億円の簿外処理をする方針であること、そのために定期預金を担保にしてりそな4億円の借入れを試みること、しかし収支報告書にりそな4億円で本件土地を購入したように装うためには取得費の支出を翌年に計上する必要があり、りそな4億円の借入れの前に売主に本件売買契約の決済を翌年に行うことの承諾を得ることが必要であること等を報告し、その旨の了承を得ているものと認められる。仮にこれが同時ではなくても、少なくとも、りそな4億円の借入れの申込みをするまでの間には、その旨の報告をし、了承を得ているものと認められる。

この際、被告人は、既に本件土地を購入するための資金は被告人が本件4億円を提供して確保されていること、本件4億円は、関係5団体の資金状況から当面返済することができず返済方法を定めることができないものであること、りそな4億円の借入れは「銀行からの融資金で本件土地を購入した旨の対外的な説明を可能とするための外形作り」のために実行されるに過ぎないことを認識、了承しており、実際にりそな4億円を借り入れると4億円が重複するが、りそな4億円は利息が必要でありいったん対外的な説明を可能とするための外形作りができれば不要となることを理解していたので、現に外形作りができる不要となったりそな4億円については、当初2年間で返済する予定であったが、被告人は積極的に期日前返済に賛成し、1年半でこれを返済しているのである。

(エ) まとめ

以上、被告人の秘書として被告人のために本件土地公表の先送りと本件4億円の簿外処理という違法行為を実行してきた石川が、被告人に、10月29日の融資関係書類に自署を求める際に、「本件土地の取得費にりそな4億円を充てる、本件4億円は定期預金担保にする」という内

容虚偽の説明をしたり、既に本件売買契約の決済は終了しているのにこれを隠蔽したりしたなどということは、到底認めることができない。

イ ①について

(ア) ①についての原判決の理由付けの詳細

原判決は①「当初被告人は本件売買契約の決済を先送りする交渉をするとの報告を受け、了承したが、その後先送りするのが本登記手続だけになったということについて被告人は関心を持たず、石川も報告をしなかつた可能性がある」旨認定した。より具体的には、被告人は、本件土地の売買契約が陸山会における秘書寮建設のための取引であること、ないし既に報告を受けたことだから、関心を持たなかった、一方、石川は、売買代金全額を払いながら本登記を先送りしても仮登記があるからリスクはなく裁量の範囲内であると考えた余地がある、あるいは「あらかじめ了承を受けた本件土地公表の先送りの方針に反し、決済全体を遅らせる交渉に失敗したことや、本件土地の取得等を平成16年分の収支報告書に計上しないことに問題があるということは、石川にとってはいわば失態であり、被告人の不興を恐れた」ので報告しなかつた可能性がある、とするのである。

(イ) 問題の所在

これらは要するに、政治家である被告人とその秘書である石川との間の報告と了承（「報告・連絡・相談」）の問題である。被告人と秘書との関係について原判決は、「石川や池田は、被告人に仕える秘書として、被告人の意向や利害に反して事務処理を行うことのできる立場にない上、被告人の政治的立場や、金額の大きい経済的利害に関わるような事柄については、自ら判断できるはずがなく、被告人に無断で決定し、実行することはできないはずである。したがって、被告人の政治的立場や、金額の大きい経済的利害に関わるような重要な事柄についてでは、石川や池田ら秘書は、被告人に報告し、その了承の下で実行したのでなければ、

不自然といえる」（68、69頁）とする。抽象的に言えばそのとおりであるが、問題は、原判決が「被告人の政治的立場や、金額の大きい経済的利害に関わるような事柄」として、本件土地公表の先送りや本件4億円の簿外処理に関し、本件土地の公表について10月20日ころの本件売買契約全体の先送りの報告と了承、及び本件4億円の簿外処理について10月29日の本件説明と了承があったことは認めるものの、それ以外に、石川から被告人に対する報告及び被告人の了承があったことを認めず、この両者の報告・了承だけを事実認定の基礎としていることである。

上述したように、石川は、本件土地の公表の先送りについて被告人に報告し、その了承を得た際、またはりそな4億円の借入れの申込みをするまでの間に、本件土地の公表の先送りが実現できた場合には、りそな4億円を借り入れて本件4億円の簿外処理をする方針であることを被告人に報告し、その了承を得たものと認められる。したがって問題は、被告人が石川らから本件土地公表の先送りや本件4億円の簿外処理することの報告を受けこれを了承しながら、これらに関するその後の経緯について石川が報告しないことを是認するなどということがありうるのか、一方、石川は被告人に、本件土地公表の先送りや本件4億円を簿外処理することを報告しながらこれらに関するその後の経緯について報告しないこと、あるいは故意にその経緯の重要な部分についてこれを隠し、または虚偽の事実を告げることがありうるのかということである。

(ウ) 被告人と石川との関係から、その間に報告・了承があったと認められること

上述したように、本件4億円の簿外処理や本件土地公表の先送りは、被告人が個人資産として有している4億円もの巨額の資金を提供して陸山会が高額の不動産を購入したことについてマスメディア等から追及的な取材や批判的な報道を受けるなどして政治活動上不利益を被ることを

防ごうとして、違法である可能性が極めて高いことを知りながら、石川らが被告人に提案し、被告人の了承を得て実行したことである。

被告人と石川は、政治家とその秘書という関係にあり、しかも両名は、毎朝顔を合わせている。そのような被告人と石川との間において、上記のような経緯で報告と了承がなされた本件4億円の簿外処理や本件土地公表の先送りについて、被告人が、本件土地公表の先送りができるのかどうか、りそな4億円は借り入れられるのかどうか、結局、被告人の個人資産である本件4億円を提供して陸山会が高額の不動産を購入したことについて収支報告書から判明しないような記載ができるのかどうかという経緯について関心を持たず、石川が報告しないことを是認するとか、石川がこれを報告せず、あるいは故意に経緯の重要な部分についてこれを隠し、または虚偽の事実を告げることは、抽象的・論理的な可能性としてはあっても、現実的な可能性は存しない。特にこのようにもっぱら被告人の利益のために石川らが尋常ならざることに手を染めている問題について、石川が報告をせず、故意にその経緯の重要な部分についてこれを隠しまたは虚偽の事実を告げたりすれば、石川自身にとって、後にこれが発覚すれば秘書として叱責され、あるいは今後秘書を辞し政治家への転身を図るに当たって被告人との良好な関係を維持することが困難になるだけでなく、他方、師と仰ぐ被告人に対し、その政治家としての活動に場合によっては致命的な不利益を生じさせる可能性があるのだから、およそそのようなことをすることは考えられない。

原判決は、決済全体を遅らせる交渉に失敗したことや本件土地の取得等を平成16年分の収支報告書に計上しないことに問題があることが石川の不手際であるから、本登記手続だけを先送りすることになったことを報告しなかった可能性があるとするが、このことは本件4億円で本件土地を購入し、それを収支報告書に公表しないという方針に端を発し不可避に生じてきたことで石川の不手際ではない。しかもこれは被告人の

利益のために石川らが実行していることであり、本件土地公表の先送りという目標は獲得できたわけであるから、石川が本登記手続だけを先送りすることになったことを隠す理由たり得ない。

(二) 本件土地についての被告人の利害と関心

原判決は、被告人が本件4億円を提供して登記名義が小澤一郎となる本件土地を取得したことについて、マスメディア等から追及的な取材や批判的な報道を受けるなどして政治活動上不利益を被ることが想定されることを理解しながら、「本件土地の所有権は、あくまで、陸山会が取得するものであって、被告人個人による取得の意図は、証拠上うかがわれない。」、「本件土地の売買契約は陸山会における秘書寮建設のための取引であること、あるいは既に報告を受け承したことだから、関心を持たなかった」とする。

しかし補論3で詳述するとおり、陸山会の代表者である被告人は政治資金を利用して小澤一郎名義となる多数、多額の不動産を取得してきたこと、そのような行為が被告人自身の蓄財ではないかとの批判を招きやすいものであることを認識し確認書を作成していること（甲80、被告人12-10～11）、特に本件については、本件土地を購入する決断に被告人が深く関与し、被告人が「対外的な公表を避けた」本件4億円を提供するという負担をしてまで、被告人名義となる本件土地を購入したことが認められ、本件土地の取得は、従前の例に比してはるかに被告人への批判を招きかねない案件であった。

したがって被告人は本件土地を被告人名義で購入する本件売買契約の履行過程及びそれへの批判を回避するために行われる本件4億円の簿外処理及び本件土地公表の先送りという違法行為の実行について強い利害と関心があり、その実行過程に相応の興味、関心を持っていたと認められ、本件売買契約締結後の契約の履行過程には関心がないとか、本件4億円の簿外処理及び本件土地公表の先送りが実現するのであれば、その

実行過程には、関心がなく、石川が嘘をいうことについて何も分からないまま放置していたということは、およそあり得ないと言うべきである。

なお、本件土地の購入について被告人の利害が強く関わっていることは、池田が処理したりそな4億円の利息の取扱いに現れている。

原判決が認定しているように（68頁），仮に被告人が「議員歳費の振込み等に使用する自らの個人名義の預金口座の通帳と印鑑」について石川らが使用することを包括的に許容していたとしても、石川らが全く恣意的に使用できるはずはない。この口座は対外的に把握される被告人のすべての収入が振り込まれる、政治団体とは関係のない純然たる被告人の個人口座であって、この中から適宜個人の「生活費」等に充てる資金が払い出されていた。このことは石川らも十分に把握しているところである。被告人の個人資産と資金管理団体の資産が峻別されなければならぬことは、被告人のみならず石川らの秘書においても十分な理解があつたはずであるから（池田8-18）、「包括的に許容」されていたとしても、同口座から石川らがなす出金は、被告人個人が負担すべきものと石川らが判断したものに限られるものと解される。

平成16年10月29日、天引きされた本件預金担保貸付の利息分がこの口座から補填され、さらに平成17年10月31日に池田によって、残金2億円の利息の補填が上記口座からなされている。本件預金担保貸付は被告人名義の借入れであるから、それだけなら石川や池田が、被告人から通帳と印鑑を預かり「裁量の範囲」で払い出したとも解しうるが、問題は、石川らが、上記口座から平成16年10月、17年10月に補填し被告人が負担した本件預金担保貸付にかかる利息を、被告人に返還することなく、平成17年分、18年分の陸山会の収支報告書に陸山会がこれを負担した旨の虚偽記入をし、事務所費問題が追及された後の平成19年3月になってはじめて上記口座に送金し返還していることである。

本件預金担保貸付は、被告人から陸山会へ転貸するため被告人が借り受けたものであるから、利息の実質的な負担は陸山会がすべきであり、被告人がその利息を負担することはもともと予定されていないはずである。この原則どおりであれば、被告人の個人口座から利息が補填された直後か少なくとも本件預金担保貸付が返済された直後に同額が陸山会から被告人に補填されなければならない。池田らが利息のことを失念した訳でないことは、収支報告書に、利息を陸山会が支払っている旨記載している（甲14）ことから明らかである。してみると、池田らは、本件預金担保貸付の利息の負担を被告人個人がすることを当然のこととして処理したものと解すべきであり、このことは、本件4億円の簿外処理にかかる利息負担について、被告人の了解を得ていたか、被告人が利息を負担するのが当然であると秘書らが理解していた証左である。いずれにしても、本件土地取引及びそのためになされた借入れについて被告人の利害と関心が特に深いことを示していることは明らかである。

ウ ③について

③池田は「平成18年3月ころ、被告人に対し、『石川から引き継いだとおり、平成17年分の支出に、平成16年に支払った深沢8丁目の約3億5000万円の土地代金を計上しております。』などと念のため説明したところ当然のことながら被告人も事情は分かっていたので、『ああ、そうか。』と言って、スムーズに了承を得ることができた。」旨供述している（甲115）ことについて原判決は、被告人は聞き流しあるいは問題点を認識しなかった余地があるとする。

しかし、この被告人と池田のやりとりは、まさに被告人が平成17年分の支出に、平成16年に支払った深沢8丁目の約3億5000万円の土地代金を計上したことを理解していることを示していることに、何の疑問もない。

報告した事項は単純明快であって、被告人がこれを聞き逃すことは想定

しがたく、またこの報告がなされた同時期にりそな4億円の残金2億円の期日前返済がなされているが、これに関連する処理に被告人は関与しているのであり、問題を意識しないなどということはあり得ない。

エ ④について

原判決は④「平成19年2月、民主党代表の地位にあった際、国会議員の事務所費問題に対応するためであるとして、事務所費をマスメディア等対外的に公表した際、本件土地の取得費等も平成17年の支出として公表した」ことにつき原判決は「被告人において、本件土地の取得費は、実際にも平成17年に支出されたと認識していたことをうかがわせる」と判示する。

しかし、これは既に池田が被告人に、「石川から引き継いだとおり、平成17年分の支出に、平成16年に支払った深沢8丁目の約3億5000万円の土地代金を計上しております。」と報告し、その詳細を知っている池田と協議した上、マスメディアに広報したものであり、この時点でこのとおりに被告人が「認識していた」などと認定するのは、石川の本件説明を是認することとと同じであって、全く根拠がなく何の理由もないことを字面だけで認定しているに過ぎない。逆にこれは、被告人が積極的に虚偽であることを知りながらマスメディアに嘘の報告をしたという証拠にほかならない。

以上のとおり、原判決の判示に即して検討しても、「本件土地の取得や取得費の支出が、実際にも平成17年に先送りされたと認識していた可能性がある。」とは到底認められない。

4 小括

以上のとおり、被告人が、「本件土地の取得等を平成16年分の収支報告書に計上すべきであり、平成17年分の収支報告書に同年中のものとして計上すべきでないことを、認識していなかつた可能性」があるとは到底認められず、被告人が本件土地公表の先送りについて故意を有し、石川及び池田と共に謀した

ことについて、合理的な疑いはない。

よって、この点について合理的な疑いがあるとする原判決には、事実誤認があり、この事実誤認は判決に影響を及ぼすべきものである。

第3 本件4億円の簿外処理にかかる被告人の故意、共謀についての原判決の事実

誤認（2点目の事実誤認）

1 原判決の認定

原判決は、本件4億円の簿外処理について、被告人は、

「①平成16年10月29日、石川から説明を受けて本件預金担保貸付の内容を理解し、被告人が債務者となってりそな銀行から4億円の融資を受け、りそな4億円を陸山会に転貸して、本件土地の購入資金等に充てること、したがって、このりそな4億円は、陸山会の被告人に対する借入金となること、本件4億円は本件預金担保貸付の担保となる本件定期預金の原資にする旨の取引の概要について、認識し、了承した上で、融資関係書類に署名した」（75頁）こと、「②収支報告書等の公表によって、被告人の個人資産である本件4億円が陸山会に提供され本件土地の購入資金に充てられた事実が対外的に明らかになることを避けるため、本件4億円をそのまま本件土地の購入資金等に充てることはせず、本件土地の取得原資が、実質的には金融機関から調達したものであるとの説明を可能とする外形作りをすること（本件4億円の簿外処理）の方針について、石川から最低限度の説明を受けるか、あるいは、当然のこととして理解するなどして、遅くとも、本件預金担保貸付の融資関係書類に署名した平成16年10月29日までに認識し、これを了承していた」（80頁）こと、③平成17年3月に提出された平成16年分の収支報告書において、本件4億円が借入金収入として計上されないことは、平成16年10月の時点において、石川から報告を受けて認識、了承していたこと（81、82頁）」を認定する一方、

「本件4億円が、陸山会の一般財産に混入し、本件売買の決済等で費消されたことや、本件定期預金が実際には陸山会に帰属する資産であり、被告人のために確保されるとは限らず、いずれ解約されて陸山会の資金繰りに費消される可能性があること等の事情は認識」しなかった可能性があり、「本件4億円の代わりに、りそな4億円が本件土地の購入資金等に充てられて、借入金と」な

り「本件4億円は定期預金となり、それは、被告人に帰属する資産であるか、あるいは、被告人のために確保されると認識したので、本件4億円を借入金として収入計上する必要性を認識しなかった可能性がある」（97頁）とする。

原判決の上記前段の認定のうち、既に検討したように石川が被告人に10月29日に、りそな4億円を本件土地の購入資金等に充て本件4億円は本件預金担保貸付の担保となる旨説明したとする部分は誤りであるが、その他の部分は関係各証拠を総合的、合理的に解釈、判断し、論理則、経験則に基づいて適確に認定したもので妥当である。しかし上記後段の認定はすべて誤りである。

2 本件4億円の簿外処理にかかる被告人の故意、共謀についての原判決の事実認定の基本的な誤り—被告人は平成19年5月2日に本件4億円の返済を受けしており本件4億円を借入金として収入計上する必要性を認識しなかった可能性はない、またその前提として本件4億円が被告人に帰属する本件定期預金になった（確保された）と認識する可能性もない—

(1) 原判決が、被告人は「本件4億円は定期預金となり、それは、被告人に帰属する資産であるが、あるいは、被告人のために確保されると認識したので、本件4億円を借入金として収入計上する必要性を認識しなかった可能性がある」とする点については、原判決のその理由付けの詳細を検討するまでもなく客観的に明白な事実に照らしておよそ不合理であって、その誤りであることは明らかである（原判決の判示に即したその事実誤認の指摘は、本項3で行う。）。

(2) 被告人は陸山会に対して本件4億円を、平成16年10月12日に貸し付け、平成19年になってはじめて本件4億円の返済を求め、5月2日に返済を受けている（甲116）。

本件4億円の授受について消費貸借契約が成立したと認められること（50～52頁）、「被告人の意思は、本件4億円を、陸山会における本件土地の購入資金等として費消することを許容した上で、将来、陸山会から同額の返済を受けるというものであったこと」（71頁）は、原判決が認定すると

おりである。ただ「将来、陸山会から同額の返済を受ける」としても、石川は「5団体の政治資金をかき集めれば4億円をそろえることは準備することはできるかも知れませんが運転資金が心もとなくなる」との状況にあったことから被告人から本件4億円を借り入れたものである。実際、関係5団体の毎年の収入、支出はほぼ均衡しており（甲24、222）、剩余金が生じる状況ではなく、関係5団体の平成16年期首の繰越残高（預金残高）約7億円（甲20、222）から本件土地・建物購入代金等約4億円を支出すると、残金が約3億円になり、しかもこれがすべて使用できるわけではないからその後の関係5団体の資金繰りが困難になる状況にあった。このような関係5団体の資金状況から、本件4億円は当面返済することができず返済方法を定めることすらできないものであった。関係5団体の通常の政治資金収入から無理のない分割返済が可能となるのは、陸山会が不動産購入のために借り入れた銀行借入金（小澤一郎借入金）が完済される平成21年以降となろう（別表1、甲1）。

平成17年10月、平成18年3月に、りそな4億円が2億円ずつ返済され、本件定期預金の担保が解除されこれが使用できるようになった際にも、被告人は本件4億円について返済をすることを求めず、池田も本件4億円を返済するかどうかの検討もせず返済をしていないのは、平成16年10月12日に本件4億円が貸し付けられた際に、上記の状況から本件4億円は当面返済される予定がなかったからである。

ところが被告人はマスメディア等で本件土地購入代金等の原資に関わる陸山会の事務所費問題の追及が激しくなった平成19年5月、本件4億円について一括して返済を受けた。このように、返済原資が確保されていないのに、4億円を一括返済したことにより関連5団体の「運転資金が心もとなくなる」のは当然であり、実際にも、平成21年の衆議院選挙にあたっては関連5団体の資金が枯渇して約8000万円しか支出できず、改革フォーラム21から、3億7000万円もの資金を受け入れている。事務所費問題の追及がな

ければ、被告人は本件4億円を継続して陸山会（関係5団体）に貸し続ける意思があったものと認めることができる

このように被告人は陸山会に本件4億円を2年半余り貸し続けていたのであって、この間、陸山会において本件4億円がどのような形態で運用、使用されていたとしても、手品のように貸付金（陸山会からすれば借入金）でなくする方法はないから、被告人が貸付金でなくなったと認識する余地はない。

(3) ところが、原判決は、被告人が平成16年10月12日に貸し付け、平成19年5月2日に返済を受けた本件4億円につき、石川から「本件4億円の代わりに、りそな4億円が本件土地の購入資金等に充てられて、借入金となり、本件4億円は定期預金とな」るので、「それは、被告人に帰属する資産であるか、あるいは、被告人のために確保されると認識したので、本件4億円を借入金として収入計上する必要性を認識しなかった可能性がある」（97頁）とする。

原判決が石川がしたと認定したこの本件説明が虚偽であり、石川がこのような説明をしたことがあり得ないことは既に検討したとおりである。

また被告人は、本件4億円が本件定期預金となった旨認識していなかったことも既に検討したとおりであり、被告人のために確保されると認識していなかたことは本項3(2)イウにおいて検討するが、そのような事実は全く認められない。

3 原判決の認定理由の誤り

(1) 原判決の認定理由

原判決は、被告人が本件4億円を借入金収入として計上する必要性を認識していなかった可能性がある理由として、第7、4、(2)「本件4億円の収入計上の必要性の認識」において、「ア 本件4億円の資金の流れの認識（92頁）、イ 本件4億円の使途についての石川の説明を受けての認識（93頁）、ウ 本件定期預金の性質、帰属の認識（93頁）、エ 本件4億円の簿外処理の動機（97頁）」を挙げる。そこでこれらの原判決が掲げる理由

が「被告人が本件4億円を借入金収入として計上する必要性を認識していなかった可能性」を認めるべき理由たり得ないことを明らかにする。

(2) 原判決の認定理由の誤り

ア ア（本件4億円の資金の流れの認識）について

原判決は、被告人が石川から「本件4億円が陸山会の一般財産に混入し、その後、本件売買の決済に充てられた」という資金の流れ（具体的には、①本件4億円の一部を手付金等の支払分として陸山会の金庫に混入させ、その残部を分散迂回入金して陸山会の一般財産に混入させた、②本件4億円を原資とする本件口座の残高の相当部分が、本件売買の決済に充てられた。）について報告を受けずその詳細を認識していなかった可能性があるとする。すなわち、上記の資金の流れがあることが本件4億円を借入金と認定すべき根拠であるが、被告人は石川からこの具体的経過を報告を受けていない可能性があり、結果、「本件4億円を借入金として収入計上する必要性を認識しなかった可能性がある」とするのである。

確かに被告人が②の「本件4億円を原資とする本件口座の残高の相当部分が、本件売買の決済に充てられた」ことを認識していれば、原判決が認定した「本件4億円が本件定期預金の原資になった」との石川の虚偽の説明を被告人が受け入れた（可能性がある）ことはありえないことになるが、被告人が②を認識していなかった可能性があったとしても石川が上記説明をしたことが認められるわけではないから、何ら理由付けになっていない。なお石川が上記説明をしたことが認められないことは既に検討したとおりである。

①の「本件4億円の一部を手付金等の支払分として陸山会の金庫に混入させ、その残部を分散迂回入金して陸山会の一般財産に混入させた」ことは、10月20日ころに本件4億円の簿外処理と本件土地公表の先送りの方針が決定される前から実行されていたことであるが、原判決は被告人がこの事実を認識していたか否かに言及することなく当初本件4億円を貸付

金だと認識していたと認定したのであるから、被告人が①を認識していたか否かは、被告人が本件4億円を借入金収入として計上する必要性を認識した可能性があるか否かには関係ない。

また、原判決は関係証拠から、当事者間に本件土地の購入代金に充てるために本件4億円の授受及び返還約束があることから消費貸借契約の合意があることを認め、これに上記の資金の流れを併せ考え、本件4億円が被告人から陸山会に対する貸付金であると認定した経緯は理解できるが、それは裁判所の事実認定の過程の説明に過ぎず、①②の事実は消費貸借契約の成立の有無とは関係がないから、これを石川が被告人に報告しておらず、被告人がこれを認識していなかった可能性があるので、被告人が本件4億円を借入金収入として計上する必要性を認識していなかった可能性があるとの判断手法自体、不当である。

結局、①②は、被告人が本件4億円を借入金収入として計上する必要性を認識していなかった可能性があることは何らの理由付けになっていない。なぜ原判決が、理由付けの冒頭に掲げたのか疑問である。

イ　イ（本件4億円の使途についての石川の説明を受けての認識）及びウ（本件定期預金の性質、帰属の認識）について

(ア) イ及びウについて、原判決はまず、被告人は、本件4億円を石川に手渡した際、本件土地の購入資金等として陸山会において費消することを許容し陸山会の借入金収入として認識していたとする。この認定は、当然正しい。

ところが原判決は、

①被告人はその後石川から、本件預金担保貸付の融資関係書類に署名する機会までに、本件4億円をそのまま本件土地の購入資金等に充てるのではなく、本件4億円の簿外処理を目的として、本件4億円を原資に本件定期預金を設定し、これを担保に被告人が本件預金担保貸付を受け、陸山会にりそな4億円を転貸した上、本件土地の購入資金等に充てる旨

の説明を受けた（93頁）。

そして被告人はこの説明から、要旨、② i りそな4億円が借入金になる代わりに、本件4億円は、本件定期預金の原資となり、本件土地の購入資金等に充てられるのではないと認識した、ii 本件預金担保貸付の目的は、あくまで本件4億円の簿外処理にあり、陸山会に4億円の資金を追加して融資したものではなかったから、陸山会に費消を許した金はりそな4億円だけであり、陸山会においては、不動産を取得する際に、預金担保貸付を利用する慣行があったことから本件4億円を原資とする本件定期預金は、被告人のために確保されると認識した、iii 本件定期預金は本件4億円の返済原資として確保されると考え、その了承の範囲内で具体的にどのような取引形態を取るかは、秘書の裁量の範囲内であるとして、石川に任せて報告を求めず、認識もせず、本件4億円を收支報告書に計上しないことが、違法とまではいえない場合が適法に実現されると認識した可能性がある、

と認定した。

さらに原判決は、③上記①の石川の説明時に被告人が署名した融資申込書には、「陸山会代表小沢一郎」の一般定期預金を担保として、被告人が4億円を借り入れ、転貸する旨の記載があるが、石川は定期預金の名義について説明せず被告人もその記載に気がつかなかつた可能性があり、仮に被告人が気がついても本件定期預金の名義の認識から、本件4億円を借入金として計上する必要性まで認識することは難しい、④石川は、本件預金担保貸付について、2年間程度での返済を予定しており、本件定期預金を、本件4億円の返済原資として確保するつもりではなかつたが、石川の行為はある意味で場当たり的な計画であったことがうかがわれ、このような本件定期預金の性質や本件預金担保貸付の返済計画を被告人に報告した旨を認めるに足りる証拠はない、⑤池田が、平成17年10月に半額返済をし平成18年3月に残額返済をした際、被告人

は、池田に対し、本件預金担保貸付による利息がもったいないという理由で、本件定期預金から返済に充てることを了承したが、被告人が、本件定期預金を本件預金担保貸付の返済に充てる旨の平成17年10月の半額返済や平成18年3月の残額返済を了承した点は、被告人は、当初の趣旨を失念したか、あるいは、いずれ本件4億円が返済されることに変わりはないとして深く考えずに、池田の申し出を了承したとする。

(イ) ①について

①の「本件預金担保貸付の融資関係書類に署名する機会までに石川から、本件4億円をそのまま本件土地の購入資金等に充てるのではなく、本件4億円の簿外処理を目的として、本件4億円を原資に本件定期預金を設定し、これを担保に被告人が本件預金担保貸付を受け、陸山会にりそな4億円を転貸した上、本件土地の購入資金等に充てる旨の説明を受け」たとする点については既に指摘したように、石川がこのような説明（本件説明）をした事実は認められない。

したがって、以下の原判決の認定はそもそもあり得ないものであるが、念のため検討する。

(ウ) ② i～ⅲについて

a 原判決の② i～ⅲにおける議論を簡単に要約すれば、被告人は石川の上記①の説明を受けたことから、a本件4億円は本件定期預金となつた→b本件定期預金は本件4億円の返済原資として被告人のために確保されると認識、了承した→cその了承の範囲内で本件4億円を収支報告書に計上しないことが違法とまではいえない場合が適法に実現されると認識した、というのである。

前提となる石川の説明があったとは認められず、したがってa本件4億円は本件定期預金となつたことが誤りであることは既に述べたとおりであるが、石川の説明の有無に拘わらず被告人がかかる誤信をすることは、本件4億円の簿外処理及び本件土地の公表の先送りの目的

並びにこれらの関係等に照らしてあり得ないことは既に述べたとおりである（2項(2)ア(ウ)）。

b 次に仮に被告人がa本件4億円は本件定期預金となった→b本件定期預金は本件4億円の返済原資として被告人のために確保されると認識、了承したとしよう。ここにはふたつの問題がある。

まず「被告人のために確保される」とはどういうことであろうか。これは不分明ではあるが、本件定期預金の名義が被告人であるか、そうではなく陸山会であるとしても、いずれの場合も陸山会で費消することが許されず本件4億円の返済のために確保されることであると解することができよう。

次に原判決は、被告人は「本件4億円が、陸山会の一般財産に混入し、本件売買の決済等で費消されたことや、本件定期預金が実際には陸山会に帰属する資産であり、被告人のために確保されるとは限らず、いずれ解約されで陸山会の資金繰りに費消される可能性があること等の事情は認識」しなかった可能性があるというのであるが、それでは被告人は実際に本件4億円が自分への返済のために確保されたと考えたような行動を取っているであろうか。

りそな4億円の返済手続を行った池田は、本件定期預金を被告人のために確保するとの引継を受けておらず現に被告人のために確保することなく、これをりそな4億円の返済に充てている。.

そして池田は、平成17年10月に本件定期預金の内の2億円をりそな4億円の半額2億円の返済に充てた際、被告人に融資関係書類の署名を求めたが、その前に被告人の承諾を得た形跡はないにも拘わらず（池田7-64），被告人は特段の異論を示すことなくこれに応じている。被告人が、本件定期預金は被告人のために確保されていると理解していたのであれば、被告人にとって想定外の事態であるから、方針を変えたことについて池田に質問する等の行為があつて然るべき

だが、被告人は何らそのような行動に及んでいない。

平成18年3月、池田はりそな4億円の残額2億円を本件定期預金の残額2億円で返済するにあたって被告人に相談しているが、この際被告人は、利息が無駄だから定期預金を早めに解約してりそな4億円の返済に充てることについて積極的に賛成し、本件4億円が全く返済されないまま本件4億円の返済に充てる余地のある定期預金がなくなることについて全く問題としていない。これらの事実は、本件定期預金が被告人のために確保されるものとの認識を被告人が有していないかったことの表れである。

ところで、本件土地購入にかかる資金全体の流れは、大きく見れば「関係5団体全体の収入（繰越金）7億円 + 『本件4億円の借入れ+りそな4億円一本件土地・建物購入代金の支出4億円ーりそな4億円の返済』 = 7億円」となっており、『本件4億円の借入れ+りそな4億円の借入れ一本件土地・建物購入代金の支出4億円ーりそな4億円の返済』について実際に関与しあるいは石川、池田から報告を受けて認識していた被告人は、この計算が差し引きゼロとなること（要するに、当初の話どおり被告人が貸し付けた4億円で本件土地・建物を購入したこと）は当然に分かるから、被告人は関係5団体全体の収入（繰越金）についてその詳細は分からぬとしても、本件4億円は関係5団体の収入から（将来の剰余金も含めて）その返済を受けるしかないことは理解していた。それゆえ「運転資金が心もとなくなる」ので本件4億円について返済期限を定めることができなかつたのである（本項2(2)）。本件4億円の返済のために本件定期預金を確保するということは、もともと存在する関係5団体全体の収入（繰越金）を本件4億円の返済のために確保することにほかならないが、そのようなことが可能であれば被告人が本件4億円を提供する理由はない。被告人がそのようなことが行われていると考えるはずもなく、被告人が、本件

定期預金が被告人のために確保されたと考える余地がないことは明らかである。

- c 被告人が本件定期預金が被告人に帰属するないし被告人のために確保されると認識、了承し、その了承の範囲内で本件4億円を収支報告書に計上しないことが違法とまではいえない場合が適法に実現されると認識したとする点について検討する。

仮に被告人が本件4億円が本件定期預金の原資となり本件4億円が被告人のために確保されると認識したとして、被告人が陸山会に貸し付けた本件4億円の性質が貸付金から「本件4億円を収支報告書に計上しないことが違法とまではいえない場合が適法に実現される」何者かに変化すると誤信したとしても、これは違法性の錯誤に過ぎず、被告人のこの認識は、政治資金規正法違反の犯罪について、被告人の故意を阻却せず共謀の成立を妨げない。

また原判決が認定した可能性に従い、被告人が本件4億円が本件定期預金の原資となり本件定期預金が本件4億円の返済のために確保されるので被告人に帰属するものと誤信したとしても、被告人の故意は阻却されない。なぜなら、本件4億円の簿外処理の目的は、被告人が本件4億円を有していることが露見することを避けることになり、被告人もこれを了解していたのであるから、被告人として本件定期預金が被告人の資産として公表されることはなく陸山会の資産として収支報告書に記載されることを十分認識していたはずである（現にそのように記載されている）。しかし、被告人が本件定期預金が被告人のために確保されるものと認識していたというのであれば、これを陸山会に帰属するとして陸山会の収支報告書に記載することは、収支報告書の資産を過大に虚偽記入することに他ならず、被告人はこの虚偽記入がなされるとの認識を有していたことになる。この虚偽記入罪は公訴事実である本件4億円を平成16年の収支報告書に記載しない收入の

過小記入と公訴事実を同一にしていることは明らかである。

この場合、政治資金規正法に違反する事実について、被告人の認識と現実の犯行との間に錯誤があることとなるが、その錯誤は同一の構成要件内の錯誤であり、故意を阻却しないことは明らかである。

(ニ) ③ないし⑤について

③ないし⑤の各前段の事実、すなわち③の10月29日、石川の説明時に被告人が署名した融資申込書（甲213資料5）には、「陸山会代表小沢一郎」の一般定期預金を担保として、被告人が4億円を借り入れ、転貸する旨の記載があること、④の石川は、本件預金担保貸付について、2年間程度での返済を予定しており、本件定期預金を、本件4億円の返済原資として確保するつもりではなかったこと、⑤池田が、平成17年10月に半額返済をし平成18年3月に残額返済をした際、被告人は、池田に対し、本件預金担保貸付による利息がもったいないという理由で本件定期預金から返済に充てることを了承したことは、いずれも被告人が本件4億円が貸付金であると認識していたことを補強する事実である。

しかるに原判決は、③について、「被告人もその記載に気がつかなかつた可能性があり、仮に被告人が気がついても本件定期預金の名義の認識から、本件4億円を借入金として計上する必要性まで認識することは難しい」とする。被告人が定期預金欄の記載に気がついたかどうかの点はともかく、後者の点について、ここでも原判決は石川が被告人に「本件土地の取得費にりそな4億円を充てる」、「本件4億円を本件定期預金にする」等の本件説明を被告人が本件定期預金が自分のために確保されたと信じ込んだことを立論の前提としているが、かかる前提に根拠がないことは既に指摘したとおりである。

④について原判決は、石川が「被告人に報告した旨を認めるに足りる証拠はない」とするが、被告人自身がりそな4億円について2年間での

返済の予定をりそな銀行に期日前返済することに積極的に賛成し本件定期預金をりそな4億円の返済に充てて本件4億円の返済原資にしないという、石川の考えに添う行動をしており、これは石川から説明があったか、石川からこの点についての明示的な説明がなくても、本件4億円の簿外処理及び本件土地公表の先送りについての全体のスキームを十分に理解していたことを意味している。

⑤について、「被告人が、当初の趣旨を失念したか、あるいは、いずれ本件4億円が返済されることに変わりはないとして深く考えずに、池田の申し出を了承した」とする。前者は、原判決が、被告人が本件への関与を全面否定している供述をしていることについて「忘れた可能性がある」とするのと同じであり、「忘れた」と評価すれば、不合理な行動すべてが正当化されるとするもので、都合の悪いことには目をつむり事実認定を放棄していると評せざるを得ない。後者は、深く考えないのではなく、最初から予定されたことであったことは既に論じたとおりである。

ウ エ（本件4億円の簿外処理の動機）について

原判決は、被告人には、本件4億円の簿外処理の方針を了承する動機があるが、他方で、本件4億円の簿外処理を適法に実現することを前提として了承していたという可能性があるとする。

しかし被告人は、収支報告書は実質犯でなければ刑事訴追を受けることはないと考え、その旨法廷でも陳述していること、実際に平成17年3月から5月の被告人が指示して行われた改革国民会議との間の4億円の現金の入金、出金について一切関係5団体の収支報告書に記載がないこと、平成19年5月2日に自ら指示して行わせた本件4億円の返済について陸山会の収支報告書に記載がないこと、平成21年の参議院選挙の際の、改革フォーラム21からの寄附金の受け入れについて、事後的に全く事実と違う記載をすることを容認していること等から、被告人が、本件4億円の簿

外処理を適法に実現することを前提として了承していたという可能性があるとは到底認められない。

4 小括

以上のとおり、被告人に「本件4億円を借入金として収入計上する必要性を認識しなかった可能性がある」とは到底認められず、被告人が本件4億円の簿外処理について故意を有し、石川と共に謀したことについて、合理的な疑いはない。

よって、この点について合理的な疑いがあるとする原判決には、事実誤認があり、この事実誤認は判決に影響を及ぼすべきものである。

第4 結論

以上のとおり、被告人は、本件4億円を借入金として収入計上する必要性や本件土地の取得等を平成16年分の収支報告書に計上すべきであり、平成17年分の収支報告書に同年中のものとして計上すべきでないことを認識しており、「本件4億円の簿外処理や本件土地公表の先送りが違法とされる根拠となる具体的な事情については、石川らにおいて、被告人に報告してその了承を受けることをせず、被告人が、これらの事情を認識していなかった可能性がある」とした原判決の事実誤認は明らかであり、これが判決に及ぼすことも明白である。原判決は破棄されるべきである。

補論 1 収支報告書の公表について

1 収支報告書の公表とは

既に指摘したように、原判決は、「本件 4 億円の簿外処理や本件土地公表の先送りは、被告人の個人資産である本件 4 億円によって本件土地を購入したことが公表されると、マスメディア等から追及的な取材や批判的な報道を受けることが想定されるので、これを回避するために実行されたものである」旨認定した。指定弁護士もこれに異論はないが、ここで「公表される」とは、官報に収支報告書の要旨が公表されることであり（法第 20 条 1 項。陸山会であれば、甲 1），マスメディア等が国民に報じる陸山会の収支報告書の内容は、原則としてこの要旨に基づいている。収支報告書の写しは、別途手数料を納付してその交付を求めることができるが（法 20 条の 2），その交付を受けても、関係者の住所等や「項目」の明細まで記入するとされている事項（法 12 条）を除き、これから得られる情報は公表されるその要旨に比してさほど増えるわけではない（以下、必要でない限り収支報告書とその要旨を区別しない。）。

公表される収支報告書の要旨（甲 1）のうち本件に關係する情報は、収入にかかる相手方別の借入金、政治団体からの寄附金額、支出にかかる事務所費の合計、資産の内訳にかかる、借入金の相手方別合計（ただし陸山会の収支報告書は、案件ごとになっている。）、取得不動産の取得日、金額、所在、その他に収入、支出の合計額等である。

収支報告書は 3 月に総務大臣、地方選挙管理委員会に提出され、9 月に公表されるが、その間に計算違い等の不備がないかがチェックされ、不備があれば訂正を求められる。ただ内容の真偽は、チェックしようがない。陸山会は平成 16 年分収支報告書以降、多くの年にその記載の訂正をしているが、本件虚偽記入・不記載やこれに端を発した虚偽記入・不記載についてはこれを「訂正」していない。なお石川、池田は、関連 5 団体の収支報告書に関し、第三者が関与しない団体間ないしその単独の記載については、平然と虚偽記

入・不記載をしているが、純然たる第三者である銀行や売主等が関与することは、基本的に虚偽記入・不記載はしていない（本件土地公表の先送りは売主の同意を得て本登記が平成17年になったことを「口実」として行われたものである。）。純然たる第三者が関与した事柄に虚偽記入・不記載があると、弁明のしようがないからであろう。

2 公表された収支報告書から分かること

(1) 別表1は、公表された陸山会の収支報告書の要旨（甲1）の重要な部分をまとめたものである。以下これに基づいて陸山会の平成16年分以降の収支報告書について、それを「追及的、批判的」に見る第三者に何が理解できるのかを検討する。

ア 平成16年分について

石川が作成した平成16年分収支報告書は、平成17年3月に総務大臣に提出され、平成17年9月に公表された。

収支報告書の内容を理解するためには、通常、前年までの分と対比して理解することが有用である。そこで平成16年分を平成15年分と対比して検討すると、収入欄に「小澤一郎借入金4億円」があること、資産欄の借入金の金額も4億円弱増加しているからこの4億円を含んでいると解されること、資産欄の預金等（定期預金等。法9条1項3号）が4億円増加していることが認められる。資産欄の土地は増加していない（建物の金額は大幅に増加しているが、甲1をよく見ると、敷地権付建物を土地、建物の両方に記載するようになったのだろうと推測される。）。

結局、公表された平成16年分収支報告書からは、「小澤一郎借入金」が4億円あり、これが同額の定期預金になっているのだろうと推測されるだけである。この時点では「小澤一郎借入金」の原資もその用途も分からず、特段、マスメディア等の追及はなかった。ただ平成18年5月に、平成15年までに陸山会が「小澤一郎」名義で取得した多額の不動産についてこれが被告人の「蓄財」ではないかとの批判的な報道がな

され、これに対して被告人は名誉毀損等に基づく民事訴訟を提起したが、敗訴した（池田7-104）。

イ 平成17年分について

池田が作成し平成18年9月に公表された平成17年分収支報告書を平成16年分と対比して検討すると、収入として、前年の「小澤一郎借入金4億円」（定期預金となっている。）を含む約6億1000万円の繰越残高があること、政治団体から約3億1000万円の寄附があること、世田谷区の土地476m²、3億4264万円、建物81m²、2322.6万円を取得したこと、この取得費用は恐らく事務所費4億1525万4243円の中に含まれているであろうこと、預金等が2億円以上減り、「小澤一郎借入金」が2億円以上減っていることが分かる。

これらから、前年度繰越金及び政治団体からの寄附で世田谷区の本件土地・建物を購入し、かつ「小澤一郎借入金」2億円を返済したことが分かる。なお平成18年分収支報告書を見ると、この年、「小澤一郎借入金」の残額2億円も返済されている。これらの記載から、本件土地・建物を、実質的には陸山会の余剰金（繰越金）及び政治団体からの寄附（関係5団体の政治資金）で購入したが、平成16年に「小澤一郎借入金4億円」を繋ぎ資金として借り入れ平成17年、18年で返済したのだろうと推測できる。

平成17年分は、平成18年9月に公表され、折しも事務所費の内容や本件土地の取得原資が何かが問題となり、被告人は平成19年2月にこれについて弁明を試みた（甲80）。なお被告人は、平成18年4月、民主党代表になり、平成18年9月の定時代表選挙で無投票で再選されている。

ウ 平成18年分について

さらに平成18年分収支報告書は平成19年9月に公表され、平成17年分と対比すると、定期預金2億円が減少し、「小澤一郎借入金」が2億円減少しているので、これが返済されたことが分かる。

(2) まとめ

以上、公表された平成16年分から18年分の陸山会の収支報告書を注意深く見ると、平成16年の「小澤一郎借入金4億円」がそのまま同額の定期預金になっている（と推測される）こと、「小澤一郎借入金」についてその後2年間で2億円ずつ返済されていることに若干の疑問は感じるものの、特段の不自然さはなく、これらを見ても、本件4億円の簿外処理や本件土地公表の先送りがなされたことは、まったく分からぬ。

そして平成16年分の収支報告書が平成17年9月に公表された後、陸山会が平成15年までにした多數、多額の不動産取得、本件土地の取得、支出した事務所費等について様々な批判がなされていながら、平成21年10月になってはじめて、平成16年分収支報告書に記載された「預金等4億円」は銀行に担保に供した定期預金だから、陸山会には少なくとも担保に供することのできた4億円と銀行借入金4億円、合計8億円の収入があるので、次年度繰越金が約6億1000万円であるとする記載はおかしいとの、核心を突く報道がなされ、更にその後になってやっと本件4億円の隠蔽が明らかにされたのである。

補論2 本件4億円の簿外処理と本件土地公表の先送りの目的とその関係

1 問題の所在

石川らが本件4億円の簿外処理や本件土地公表の先送りを一体何のために実行したのかということや、本件4億円の簿外処理と本件土地公表の先送りの関係を理解することは、石川らから被告人に対する報告及び被告人の了承の内容並びに被告人の故意及び石川らとの共謀の有無について判断する上で重要である。しかし、石川らは、本件4億円の簿外処理を否定し、本件土地公表の先送りをした目的についても曖昧な説明に終始しており、これについては間接事実及び論理則、経験則に従って判断するしかない。

2 原判決の認定

(1) 本件4億円の簿外処理の目的

原判決は本件4億円の簿外処理についてその目的を「収支報告書等の公表によって、被告人の個人資産である本件4億円が陸山会に提供され本件土地の購入資金に充てられた事実が対外的に明らかになることを避けるため、本件4億円をそのまま本件土地の購入資金等に充てることはせず、本件土地の取得原資が、実質的には金融機関から調達したもの（りそな4億円）であるとの説明を可能とする外形作りをする」とことであると正確に認定している。被告人の個人資産である本件4億円が陸山会に提供され本件土地の購入資金に充てられた事実が対外的に明らかになれば、被告人が4億円もの個人資産を有していることだけではなく、その原資に対する疑問や被告人は陸山会を利用して本件土地を取得する意図があるのではないかとの疑いが生じるのは避けられず（本文5頁、補論3参照）、これについてマスメディア等によって追及的な取材や批判的な報道がなされ被告人が政治的に不利益を被る可能性があることは容易に理解できることである。

(2) 本件土地公表の先送りの目的

一方、原判決は、本件土地公表の先送りの目的に関する石川の供述について「この時点で（平成16年10月）、翌年秋の臨時の代表選挙を予測

していたとの説明には疑問がある。また、本件土地取得の公表が平成17年秋よりも平成18年秋になる方が被告人にとって有利となるような具体的な理由は見当たらない。石川は、本件売買契約を締結した当初は、約定されたとおりの条件で決済し、平成16年中に本件土地を取得することに、特段の問題を意識していなかったと認められるのに、本件売買の決済の直前になって、収支報告書における公表を危惧し始めたこと等、疑問もないわけではない。」が、「実際問題として、関係証拠によれば、被告人の政治団体における本件土地を含めた不動産取得は、収支報告書で公表されたことを契機として、マスメディア等で、追及的な取材や批判的な報道の対象とされるなどしたことが認められ、このような不動産取得の公表によって、被告人が政治的に不利益を被るという危惧は根拠のあるものであったといえる。したがって、このような不動産取得の公表を遅らせることは、被告人の政治活動上の不利益が生じる機会を遅らせるという意味では、理解することができる。さらに、国会議員でもある先輩秘書の示唆で思いついたという経緯にも、一定の具体性、合理性が認められ、この限度では、石川の前記公判供述には、信用性を認めることができる。」から、「本件土地の取得が収支報告書で公表され、マスメディア等の追及的な取材、批判的な報道の対象とされるなどして、被告人が政治的に不利益を被る可能性を避けるためであった」(36, 37頁)としている。

(3) 本件土地公表の先送りの目的についての原判決の認定に対する疑問

原判決は「実際問題として・・不動産取得の公表によって、被告人が政治的に不利益を被るという危惧は根拠のあるものであった」、「不動産取得の公表を遅らせることは、被告人の政治活動上の不利益が生じる機会を遅らせるという意味では理解することができる」から「石川の前記公判供述には、信用性を認めることができる」とする。しかし、陸山会による不動産取得についてなされた被告人に対する追及と批判は、前原前代表がメール問題で辞任したので平成18年4月に行われた臨時代表選挙で被告人

が民主党の代表に選出され9月に定時代表選挙で再選されたことから、同年5月に平成15年までの不動産取得についてなされたものであったこと、平成18年9月に本件土地の取得が公表されたことからこれについても一層激しく追及と批判がなされたこと、陸山会で不動産を購入する以上、その事実が公表されそのことが追及と批判の対象になることは避けられないこと、石川らが証言する平成16年分（平成17年9月）より平成17年分（平成18年9月）に本件土地の公表をした方がいいという「政治上の判断」は、実際問題として全くの誤りであったこと等に照らし、原判決の上記判示は是認することができない。

一方、原判決が疑問を呈した上記の点に加え、石川のこの点に関する説明が逮捕勾留以前の供述以来二転三転していること、上記のとおり、陸山会はこの時点までに既に7億円以上の不動産を取得し公表してきたがそれまで陸山会の不動産取得そのものについてマスメディア等の追及的な取材、批判的な報道はなかったこと、被告人が平成18年4月（臨時）、9月（定時）の民主党の代表選挙に当選し二大政党の一方のリーダーとなつたことから、同年5月に平成16年分収支報告書に記載されたそれまで10年以上問題とされたこともなかった平成15年までの不動産取得について追及、報道の対象とされたこと、本件土地の取得や取得費の支出が平成18年9月に収支報告書の要旨として公表されたことから更に追及的な取材や批判的な報道の対象とされたこと、本件土地の取得を平成16年分、17年分のどちらの収支報告書に公表することでより被告人が政治的な不利益を被る可能性があるか否かはまさに練達の政治家である被告人が判断することであるが、平成16年9月の代表選挙に立候補を見送り平成18年9月に予定される定時の代表選挙に立候補する可能性があった被告人が石川らの軽々な助言によって本件土地の取得及び取得費計上の公表を予定される定時代表選挙と同時期にぶつけるとは考えにくく、實際にもこの判断は誤りであったこと等を考慮すると、本件土地公表の先送りには石川ら

が証言していないより実質的な理由があったのではないかと解される。

3 本件土地公表の先送りの目的についての指定弁護士の主張

(1) 原審における主張

この点指定弁護士は、本件土地公表の先送りは「本件 4 億円の簿外処理と関連がある旨、すなわち、平成 16 年分の収支報告書において、本件 4 億円を簿外処理しこれを収入として計上されないため、仮に、平成 16 年分の収支報告書に本件土地を取得して約 3 億 500 万円を支出した旨を記載すると、「翌年への繰越額」が 3 億円を割り込んでしまい、本件定期預金の 4 億円が存在する旨の記載と矛盾が生じることから、石川は、本件土地の取得費の支出を翌年に先送りし、本件土地の取得費と本件定期預金の原資を併せて説明できるだけの収支報告書における資金ないし収入を作り出すための時間を確保したものと解することができる旨主張し」（37 頁），原判決も、「本件 4 億円の簿外処理をすることから、収支報告書におけるいわばつじつま合わせの時間を確保するため、本件土地公表の先送りが必要になったとする点については、陸山会や関係団体の資金状況、会計責任者の職務を補佐する者としての立場、本件 4 億円の簿外処理の必要等、石川の置かれた状況を整合的に説明することができ、石川が本件土地公表の先送りを行ったことには、このような事情も背景にあったことが認められる」（38 頁）とした。

(2) 石川が本件売買代金の決済日の前日夕方、本件 4 億円を簿外処理するためにりそな 4 億円の借入れの申込みをしていることは一見理解しがたいこと

ア 本件 4 億円を簿外処理するために、りそな 4 億円の借入れが可能かどうかの打診も含む文字どおりの時間稼ぎをする必要があったことは明らかだが、石川が樋高の示唆によって 20 日過ぎころから売主に対し本件売買契約の決済の先送りの交渉に着手しながら、本件土地の取得原資が実質的には金融機関から調達したものであるとの説明を可能とする外形

作りをするためにするりそな4億円の借入れの申込みが本件売買代金の決済日の前日夕方になって行われたことが、一見理解しがたく見えることから若干補足する。

すなわちこの間の客観的な経緯として、石川は、10月20日ころ、樋高の示唆によって本件4億円の簿外処理及び本件土地公表の先送りの必要性に思い至り本件売買契約全体の先送りのための売主との交渉に着手していること、26日、本件売買契約の決済場所を確保するためにりそな銀行衆議院支店に赴いたが、その際りそな4億円の借入れの話を持ち出していないこと（甲213資料2、平塚2-5）、28日、本件4億円を原資とする資金を本件口座に集約するために28日の送金を行ったこと、同日、売主との間で本件合意書を作成したこと、同日夕方、りそな銀行衆議院支店に返済期間を2年程度と想定してりそな4億円の借入れを申し込んだこと（甲213資料1、平塚2-5）、29日朝、本件定期預金の原資に必要な資金を確保するため29日の送金を行ったこと、同日10時から本件売買契約の決済を行ったこと、その終了後、融資関係書類に被告人の署名を得た上、本件定期預金を設定して本件預金担保貸付を受け被告人の口座に入金された融資金からりそな4億円を本件口座に移動したこと、が認められる。

26日に石川は、29日に実行される本件売買契約の決済手続をするための場所を確保するため、りそな銀行衆議院支店に赴いたのに、その日は一切、借入れの話を持ち出していない。石川は忘れていた旨証言しているが、本件4億円を簿外処理するためにりそな4億円の借入れをすることが樋高から提案され、被告人への報告とその了承があり（本文第3項(2)ア(ウ)b。本文21頁～）、石川はその趣旨を理解して本件売買契約の決済を先送りする交渉に着手しているのに、りそな銀行衆議院支店に赴きながらりそな4億円の借入れのことを忘れていたということは考えられない。

石川は、本件売買契約の支払に充てる本件4億円を簿外処理するためにりそな4億円の借入れをしようとしているのに、なぜその申込みを本件売買契約の決済日の前日夕方になってはじめて行ったのか、りそな銀行に融資を断られる可能性があるからその成否はできるだけ早く打診すべきであるし、仮に銀行から了解を得られてもこれでは本件売買代金の決済をする翌朝10時に間に合う可能性はほとんどないし、実際にも間に合っていないことから、疑問が生じる（ただし、借入れが可能でありさえすれば、実際は、この時間に間に合う必要はない（本文第2項3(2)ア(イ)c。本文17頁～））。

イ 原判決は、石川の行動は、行き当たりばったり、その場しのぎだと呆れたが、指定弁護士は上記の経緯からして、石川が売主との合意内容を書面（本件合意書）によって確認してからりそな4億円の借入れを申し込んでいることは確実なので、論告において「石川は、本件登記の先送りができない場合は、本件転貸金の借入れという隠蔽・偽装工作に余り意味がないと考えていたということであろう」と指摘したが、石川が本件4億円の簿外処理や本件土地公表の先送り自体について激しく争っている中で、その「意味」を主張することは争いのある事実を前提にした主張であり煩雑になるので具体的には指摘しなかった。

(3) 本件土地公表の先送りの目的についての当審における指定弁護士の主張及びその妥当性

ア そこで改めてこの点を補足する。本件土地公表の先送りは、平成16年にりそな4億円を借り入れて「小澤一郎借入金4億円」として計上した場合、本件土地購入費の計上を平成17年にしなければ、平成16年分収支報告書の（定期）預金の金額が翌年度繰越残高を大きく越えて辻褄が合わず矛盾すること、加えて平成16年分収支報告書に「小澤一郎借入金4億円」と本件土地購入費の両方を計上すると、事後的に「小澤一郎借入金4億円」の原資は銀行からの融資金だと説明できるとしても、

公表される収支報告書（要旨）から、4億円もの「巨額の資金を被告人が個人資産として有していることや、これを提供して陸山会が高額の不動産を購入した」との事実が容易に明らかになることから、これらの事態を避けるため、りそな4億円を借り入れて「外形作り」をしようとする場合、その前提として本件土地公表の先送りを実現する必要があるからである。すなわち、本件土地公表の先送りができなければ、本件4億円の簿外処理をすることに「意味」がない。

イ 具体的に説明する。

(ア) 別表2は、官報に公表された陸山会の平成16年分収支報告書の要旨（甲1）を基にして、本件4億円、りそな4億円、本件土地取得費、さらに平成17年分収支報告書で行ったような2億800万円の架空寄附を計上するか否かで、陸山会の収支報告書がどう変化するかを確認するために作成した（なお収支報告書の公表の意味、実際に公表された収支報告書の要旨から第三者が理解できること等は補論1にまとめた。）。

実際に公表された平成16年分収支報告書の要旨は、別表1、別表2の「平成16年分」欄であるが、「小澤一郎借入金4億円」（この場合はりそな4億円）が記載され、土地取得費（事務所費）は計上されていない。補論1で検討したとおり、これを見る限り平成16年分収支報告書には特段の問題は見当たらない。

(イ) ところで平成16年において、本件4億円の簿外処理や本件土地公表の先送りをせずに、本件4億円や土地取得費をそのまま記載すると、別表2試案1になる。これでは収支報告書を見るだけで、「小澤一郎借入金4億円」（本件4億円）によって陸山会が本件土地を購入したことが容易に分かつてしまう。石川らは、まさにこの記載を避けたかったのである。これを回避するために、例えば単純に本件4億円を簿外にして隠すと、別表2試案2となり、繰越残高が1億400万円

のマイナスになってしまふから、これは論外である。指定弁護士が本件土地公表の先送りの目的として原審において主張したのは、これを避けるために時間稼ぎをする必要があるということであった。

そこで問題は、本件4億円の簿外処理を実行する（本件4億円を隠し、りそな4億円を記載する。）が、本件土地公表の先送りをしなかった場合（したがって土地取得費を記載する。）、どうなるかということである。これは別表2試案3である。一見問題がなさそうに見えるが、この場合は、りそな4億円を借り入れるための定期預金を記載するから、預金等が4億7150万円あるのに次年度繰越残高が約2億5700万円となり、次年度繰越残高が定期預金より過小となって、明らかに辻褄が合わない。これは平成17年に池田が、2億8000万円の架空寄附を計上しなければならなかつたのと同じ状況である。

陸山会が本件4億円の簿外処理をし、本件土地公表の先送りをして実際に公表した平成16年分と平成17年分の収支報告書（別表1参照）には、このような問題がない。

(ウ) このように、平成16年にりそな4億円を借り入れ、本件土地を購入した旨の対外的な説明をするためには、その前提として本件土地公表の翌年送りが必要となる。換言すれば、本件土地公表の先送りができなければ、りそな4億円の借り入れは無意味である。仮に平成17年に池田がしたように2億8000万円の架空寄附を平成16年に計上すると別表2試案4のようになり、確かに収入総額が10億1000万円、支出総額が4億7000万円となり次年度繰越残高が定期預金より過小になるとの問題は生じないが、この場合そもそも収支報告書上、「小澤一郎借入金4億円」がなくても本件土地の購入資金が確保されており、「小澤一郎借入金4億円」の必要性がなくなりその不自然さが際立つ。このような記載をすることはできない。

(エ) このように石川が樋高からの示唆を受け決断した本件4億円の簿外

処理と本件土地公表の先送りを実行するには、本件 4 億円の簿外処理をする前提として、売主の同意を得て本件土地公表の先送りをする必要があった。したがって石川は、本件土地公表の先送りが確実に実行できることを見届けてからりそな 4 億円の借入れに着手したのである。

そして本件土地公表の先送りができないとき、又はりそな 4 億円の借入れができないときは、池田がしたように仮装の資金移動をすることで対応しようとしたものであると解することができる（別表 2 試案 5）。本件土地購入の原資が銀行借入であるという対外的な説明はできないが、関連 5 団体の資金で購入したように装えば被告人の個人資産で購入したという批判を回避できる。そして実際に公表された平成 16 年分ないし平成 18 年分の陸山会の収支報告書も、平成 16 年の 4 億円の借入れ、平成 17 年、平成 18 年の各 2 億円の返済という銀行借入を利用したとの偽装を除けば、実質的には、本件土地・建物を陸山会の余剰金（繰越金）及び政治団体からの（架空）寄附（関係 5 団体の政治資金）で購入した外見が装われている（本件 4 億円を隠す代わりに、架空寄付を計上しているのである。）。

りそな 4 億円が借り入れられない場合は、実質的な資金を手当てしてもよいが、それができるのなら最初から被告人が表に出したくない本件 4 億円を借り入れる必要がない。

ウ 以上のように、石川が、本件土地公表の先送りが実現できることを確認した上で、本件 4 億円の借入手続に着手したのは、りそな 4 億円を借り入れて本件土地を購入した旨の対外的な説明をするためには、本件土地公表の先送りが前提として必要となるからであると解される。

しかし、石川が先に本件土地公表の先送りの交渉をしたのは、このような数字上のこと気に気がつかないまま、単にりそな 4 億円を借り入れる前提として本件土地公表の先送りが必要であると判断したからだけだと

いう可能性もないではない。それは、平成16年分収支報告書に「小澤一郎借入金4億円」と本件土地購入費の両方を計上すると（別表2試案3），事後的に「小澤一郎借入金4億円」の原資は銀行からの融資金だと説明できるとしても、公表される収支報告書からは、4億円もの「巨額の資金を被告人が個人資産として有していることや、これを提供して陸山会が高額の不動産を購入した」と見られてしまうので（外見上は、本件4億円と本件土地購入費の両方を計上する（別表試案1）のと同じである。），平成16年の「小澤一郎借入金4億円」と本件土地の取得費の計上は分離すべきだと判断から、平成17年に計上しようとしただけだとも考えられる。いずれにせよ本件土地公表の先送りについて、この目的は最低限認められよう。

エ また本件土地公表の先送りをするにあたって、付加的な事情として、原判決が認定したように政治的な意味合いから平成17年分収支報告書に公表した方が望ましいと判断した可能性も否定できないが、上述したようにそれは疑わしく、仮にその目的があったとしても、上述した本件4億円の簿外処理を円滑に遂行することが主たる目的であり、政治的な意味合いからの公表の先送りは従たる目的に止まる解される。

4 りそな4億円（本件定期預金担保貸付）を被告人名義で借り受けたこと
本件4億円の簿外処理と本件土地公表の先送りを実現するためには、りそな銀行衆議院支店から4億円の借入れができればよく、その借入名義は陸山会で被告人でもどちらでもよい。しかし、それまで陸山会が不動産を購入するためにりそな銀行衆議院支店から何度もした借入れについて被告人名義でしたことはないこと、銀行側も被告人名義での借入れの申込みに疑問をもつたこと、陸山会名義の本件定期預金を担保にして借入れをしていること、そもそも本件4億円の簿外処理はマスメディア等に対し被告人が4億円もの巨額な資金を保有し「小澤一郎」名義で本件土地を購入したこと隠すことが目的であるのだから事後的に銀行借入であると説明でき

るとしても当初から陸山会で借り入れるのが自然であると思われること、原判決は石川の「金額が大きいので、その方が借りやすいと考えた」との供述を排斥することができない（32頁）とするが、石川は最初から被告人名義で借り入れることを申し込んでいて陸山会での借入れを打診さえしていないこと（平塚2-6）等から、りそな4億円を陸山会名義ではなくわざわざ被告人名義で借り入れたことには特段の意図があったのではないかと考えられる。

そして本件4億円の簿外処理をする中でりそな4億円の借入れをするに際し、マスメディア等を対象とした「工作」であれば、陸山会名義である方が自然であるから、被告人名義としたのは、それ以外の被告人の実質的な資産に注目している第三者、例えば課税当局を意識したものと解することができる。

りそな4億円を被告人名義で借り入れたことから、陸山会の収支報告書上、いったん被告人の資産である陸山会に対する4億円の貸付金（「小澤一郎借入金4億円」）が存在していたが、これを被告人に2年間で返済したとされた結果、4億円は再び被告人が手元で保管していたが、その後政治資金として費消したと主張することができる一方、実際に存在する4億円の貸付金について、陸山会からいつどのように返済を受けるか（毎月の多額の不動産購入のための借入金の返済が終了すれば、平成21年ごろから分割で返済することも可能である。）、あるいは返済を受けず本件4億円の借入れを明らかにして代物弁済を受けるか、これを明らかにせず代表者を変更して登記名義を変更する等で終了させるか、融通無碍に対応できることになる。

石川はこれらの被告人への便宜を考慮し、これを意図して被告人名義の借入れをしたものと解することができる。

補論3 陸山会による不動産取得、とりわけ本件土地の取得についての被告人の利害と関心

1 原判決の認定

原判決は、「陸山会における本件土地の購入は、平成16年9月ころ、被告人の秘書らの寮を新規に建設して利用することを意図して、大久保が発案して、被告人に提案したものであり、被告人も、本件土地の現場を見るなどした上で、これを了承した。なお、本件土地の所有権は、あくまで、陸山会が取得するものであって、被告人個人による取得の意図は、証拠上うかがわれない。」（66頁）、「本件売買契約は、被告人個人の取引ではなく、政治活動そのものでもなく、陸山会における秘書寮の建設のための取引であるから、被告人にとっては、自らが当初了承したとおり、陸山会において、本件土地の所有権を取得し、秘書寮を建設する旨の方針が変更されるのでない限り、本件売買契約締結後の契約の履行過程には、関心がないということはあり得る。また、本件土地公表の先送りの方針そのものは、被告人への報告とその了承を経たものと認められるが、被告人は、自らが了承したとおり、本件土地の取得や取得費の支出の計上を平成17年分の収支報告書に先送りすることが実現するのであれば、そのための東洋アレックスとの交渉といった先送りの実行過程には、関心がないということもあり得る。」（86、87頁）とする。

しかし被告人に「被告人個人による取得の意図」があるか否かに拘わらず、次項で詳述するように資金管理団体が購入した不動産は、代表者（政治家）名義で登記され、政治家が政治活動を止め資金管理団体でなくなったときや政治団体が解散したときに取得した不動産をどうするかについて特段の定めはなくそのまま代表者（政治家）の登記名義が維持される。しかしその取得原資は政治活動に充てるために拠出された「国民の浄財である政治資金」（法2条）であり、かつ資金管理団体（政治団体）には税制上の優遇策があるのに、代表者（政治家）個人が当該不動産を取得する（帰属させる）のは、政

治資金及び資金管理団体を利用した代表者（政治家）個人の「蓄財」ではないか等の批判があった。そのような批判を受けないために被告人が本件4億円を提供して陸山会が本件土地を購入した売買契約に関して実行する本件4億円の簿外処理や本件土地公表の先送りの成否に被告人の多大な利害が関わり、かつその実行過程に被告人が多大な関心を持たざるを得ないのは当然である。

この点、原判決は資金管理団体による不動産取得について、代表者である政治家との関係に特異な問題があることを考慮していないし、陸山会がそれまで被告人の指示と監督の下に多数、多額の不動産取得等をしてきたことや、被告人が本件土地の取得そのものについて深い利害と関心を持っていることにも注目しないが、原判決がこれらに留意すれば、被告人が本件土地の売買契約の履行過程や、本件4億円の簿外処理、本件土地公表の先送りの実行過程に多大な関心を寄せたことは容易に理解できた。以下、これらについて論述する。

2 資金管理団体（陸山会）と政治家（被告人）の関係

(1) 資金管理団体による不動産の取得（ただし、現在は禁止されている。法19条の2の2）について、政治団体は法人格がなくその名義では登記できないのでその代表者の名義で登記することになるという説明はその限りでは正しいが、代表者名義で登記された不動産について政治団体が解散したときにどうなるかについて特段の定めはなく、そのままでは代表者の登記名義が維持され代表者に帰属することになるので、政治団体の構成員（会員）から見て、当該不動産は誰に帰属するのか、あるいは帰属させるべきなのかという問題が生じる。一般の政治団体は、固有の目的を持ち継続して存続することが多く、途中で代表者が替われば新代表者の名義にすることでとりあえず問題を回避できるが、政治団体が活動を止めたり解散する場合が問題である。そして一般の政治団体では通常、その代表者と政治団体は同一視されず、政治団体の資金は代表者のものとは区別される固有の

資金であるから、代表者に不動産を帰属させることにはそもそも異論が多いであろう。

(2) 資金管理団体は、代表者が政治活動を止めれば（公職の候補者等でなくなれば）、資金管理団体ではなくなるから、その時点で上記の問題が生じるが、資金管理団体が取得した不動産についてそのままでは代表者（政治家）の登記名義が維持され代表者（政治家）に帰属することになるのは同じである。

そして、資金管理団体は政治団体ではあるが、政治家のために政治資金の拠出を受けこれを政治家のために支出するという特異な機能を有する団体であるから、取得した不動産の帰属について単純に一般の政治団体と同視することはできない。

すなわち平成6年の法改正までは、下記の法20条の2のような制限はなく政治家個人が政治資金の拠出を受け支払えるとされていた。したがって、政治家が政治資金を使って個人名義で不動産を取得することに問題はなく、ただそれは理念的には、私的会計と区別され、政治活動のために購入したものという枠組みがあるので、政治活動を止めたときにその不動産をどうするのかという「倫理的な問題」はあった。法改正によって公私（政治資金と私的な家計）を峻別するため資金管理団体制度が創設され、「1 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関する寄附（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。）をしてはならない。2 前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。」（法20条の2）、「公職の候補者は、その者がその代表者である政治団体・のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定することができる」（法19条1項）とされた。すなわち政治家の政治資金は、強制ではないものの原則として、会計帳簿の記帳義務や収支報告書の公表制度を備えている政治団体である資金管理団体で取り扱うべしという制度設計がなされたのである。

したがって、資金管理団体による不動産の取得は、代表者である政治家に拠出された政治資金によって取得されるということは従前と変わっておらず、資金管理団体は会計処理を適正化するために設置されたにすぎず、当該不動産は政治活動のためという枠組みはあっても、政治家である代表者の不動産と見ることができる（単なる登記上の「名義」だけの問題ではない。）。そして、資金管理団体の政治資金は特定の政治家に拠出されたものであることから、その政治家が政治活動を止めたときに当該不動産をそのままその政治家に帰属するものとすることについて、少なくとも資金管理団体の構成員（会員）には異論はないであろう。

(3) しかし、資金管理団体が不動産を購入する原資は、国民の浄財である政治資金（政治献金）であり、これは支持者が政治家の日常的な政治活動を支えるために拠出したものであるが、通常は政治家が政治活動を止めた時点でその余剰金が多大な金額になることは想定し難い。しかし不動産が取得された場合は有形資産として残るので、政治家が政治活動を止めると原則として（これを処分しない限り）政治家がこれを取得することになる。

政治資金として拠出された原資で取得した不動産が政治活動を止めた後に政治家個人に帰属することに疑問を持たれることは避けがたいであろう。これは法律上、その点について規定されていないことの帰結ではあるが、より根本的には、政治活動のために必要だとして政治資金で不動産を購入することが妥当かという問題である。

そして、政治団体には、政治資金の受け入れ、支出について、税制上の優遇策が講じられているから、資金管理団体が不動産を取得し、結局、代表者（政治家）個人が当該不動産を取得する（帰属させる）ことになるのは、政治資金及び資金管理団体を利用した代表者（政治家）個人の「蓄財」ではないか等の批判があった。また政治家が政治活動を止め資金管理団体でなくなっても、一般の政治団体と同じく代表者を変更し不動産の名義もそれに応じて変更することができるので、これは課税負担なしに承継させ

る課税逃れではないかとかの批判もなされていた（被告人は、平成6年に陸山会の代表者を前代表者佐藤哲雄から被告人に変更し、元赤坂タワーズ902号室についてその名義を変更した経験を有している（甲78）。）。そしてこのようなことから、本件を契機として、平成19年に資金管理団体による不動産の取得が禁止された（法19条の2の2）。

3 平成15年までの陸山会による不動産取得とその後の処理等

- (1) 被告人の資金管理団体である陸山会は、本件土地を取得するまでにも被告人の指示・監督の下に支持者が拠出した政治資金を使って他の資金管理団体では例を見ない多数、多額の不動産取得を重ねていた（甲1。本件土地・建物の取得を含む不動産取得のための支出は10億円近くなる（別表1））。そのため、平成12年以降、団体間の資金移動を除くと本件5団体の合計で、平均毎年約3億3900万円の収入があるが（借入金を含む。）、約3億4800万円の支出のうち約2億1500万円（約62%）を不動産関係（上記不動産の購入や賃料」の支払等）に支出している。それのみならず、石川から池田への引継において「先生が買いたいところホテルニューオータニの中のテナント 6億円 現在パイオニアの創業者と大門建設が折衝中」（甲179）と記載されており、被告人が更に不動産を購入する意欲を有していたことが認められる。陸山会が購入した不動産の中には、被告人の妻和子から購入したもの（ただし、これは購入代金だけが支払われ、長期間、移転登記がなされていなかった（甲78））、被告人が子息のために購入したが必要がなくなったことから陸山会に転売したものがあり（甲78）、妻和子に対する毎年4100万円以上の「賃料」の支払も含め、上述した資金管理団体と政治家本人の関係から、公私混同との批判を受けかねないものであった。
- (2) 現に平成18年5月、陸山会（被告人名義）による多数、多額の不動産の購入は被告人による不動産取得（蓄財）であると批判的に報じられたことから、被告人らはこれを名誉毀損であるとして提訴したが、その訴えは、

棄却されている（池田 7-104）。

このようにマスメディア等から批判を受けたことから、平成21年末までに、都内にある8物件のうち5物件について売却等の処分がなされている。少なくともこれらについては、被告人の政治活動のために必要であったとは認められない。

(3) このような経緯及び前述した資金管理団体と政治家との関係からして、資金管理団体である陸山会がした多数、多額の不動産取得について、被告人が支持者から拠出され陸山会に集約された政治資金を利用して購入した不動産が自分に帰属することを前提に、不動産を取得したものではないかとの批判が生じることは、当然想定されることであった。

4 本件土地取得の経緯

(1) 大久保は、平成16年9月24日ミブコーポレーションに赴き、30坪から40坪の広さ（ほぼ100m²から130m²（今2-2））の土地を購入したい旨を担当者である今に伝えたが、翌日か、翌々日までには、476m²ある4区画全部合計約3億4000万円の本件土地を即金で一括購入することが決まり、これを今に伝えた。そして大久保から手続を受け継いだ石川は、10月1日に、購入申込書を提出し、手付金を10月5日に支払うこと、残代金の支払等売買契約の決済を10月29日にすることを決め、すぐに4億円を用意して約定どおり履行し、結局、本件土地を見いだしてから約1ヶ月で本件土地を確保している。高額物件であるにも拘わらず極めて迅速に処理されたことが認められる。そしてこのような経緯で購入された本件土地は、秘書寮の建築には不相応な476m²もあって約3億4000万円もする高級宅地であり、建築された秘書寮は本件土地に似つかわしくない。また被告人は、本件土地を下見に行ったことを認めている。

(2) 石川は、本件土地の取得に当たってそれまで陸山会は不動産取得のために銀行借入をしてきたのにそのような方法は検討さえせず、本件土地を購入するために関連5団体の資金を支出すると日常の資金繰りにも支障が生

じることになるという状況の中で、被告人と相談したところ、被告人は、それまでそのようなことは一度もなかったのに「対外的な公表を避けた」自己資金である本件4億円を陸山会に提供して本件土地を購入することを決め、10月12日までにこれを用意したことが認められる。

(3) このような経緯からして、本件土地を被告人名義で購入することについて、上記のように「対外的な公表を避けた」自己資金4億円の提供をはじめ従前の例以上に被告人が深く関与しており、安易な処理をした場合には、前記のような批判を受けることが容易に予想されるのであるから、被告人自身に「個人による取得の意図」があったか否かに拘わらず、被告人が本件4億円を提供して陸山会が本件土地を購入した売買契約について実行する本件4億円の簿外処理や本件土地公表の先送りの成否には被告人の多大な利害が関わり、かつその実行過程に多大な関心を持たざるを得ないのは当然である。

5 まとめー被告人の利害と関心ー

以上のとおり、陸山会の代表者である被告人は政治資金を利用して小澤一郎名義となる多数、多額の不動産を取得してきたこと、そのような行為が被告人自身の蓄財ではないかとの批判を招きやすいものであることを認識していたこと（甲80、被告人12-10～11）、特に本件については、本件土地を購入する決断に被告人が深く関与し、被告人が「対外的な公表を避けた」本件4億円を提供するという負担をしてまで、被告人名義となる本件土地を購入したことが認められ、本件土地の取得は、従前の例に比してはるかに被告人への批判を招きかねない案件であった。

したがって被告人は本件土地を被告人名義で購入する本件売買契約の履行過程及びそれへの批判を回避するために行われる本件4億円の簿外処理及び本件土地公表の先送りという違法行為の実行について深い利害と関心があり、その実行過程に相応の興味、関心を持っていたと認められ、本件売買契約締結後の契約の履行過程には関心がないとか、本件4億円の簿外処理及び

本件土地公表の先送りが実現するのであれば、その実行過程には、関心がなく、石川が嘘をいうことについて何も分からぬまま放置していたということは、およそあり得ないと言うべきである。